

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

乙 経済統制

20
5
22

⑫

国立公文書館
分類 内閣府
平成17年度
排架番号 4E
34
299

裏面白紙

経済統制

20 - 22年

6. 流通秩序対策

裏面白紙

物資流通秩序確立に関する件

(緊急対策実施案其ノ一) (二二六、一七)

(商工省特別室案)

第一 配給公団の設置

一 公団を設置して一手買取販売により統制を実施する。物資は、基礎的産生産資材、重要生活物資、主要食糧等徹底的な統制を必要とするものに限る。

二 現在実施中の公団方式に必要な改訂を加へ左の通り措置する。

(1) 公團に対する金融は復金のみならず一都市中銀行がらもこれを仰がうるものとする。

(2) 需要者が多數ある品目については末端配給組織とし

て指定販売業者の制度を認める。

(3) 公團による配給業務のみならず委託加工方式による生産業務を行はせる。

(4) 配給施設等については、固定資産を所有しうる途を認めらる。

(5) 現く價格調整公団の取扱品目とちつてゐるものについても物資の性質上その現物の流れを適確に把握して統制を実施する必要があるものにつけてはこれまでこれにつけて公団を設立すると共に價格調整公団の取扱品目から除外する。

(6) 公団への出資金その他の豫算は、納付金制度の活用等大よれば赤字財政と見る虞なき故既存の枠に拘束

されることがなくこれを拡張する。

二、二の諸點が認められた場合は左の品目（商工省閣
僚へ大づいて公團を設立することとし所要の法律案を

第一國会に提出する。

(1) 鋼鐵及び普通鋼（珪素鋼板及公亞鉛鐵板を含む）

(2) 織維及公織維製品

(3) 生活必需品（マッチ、石鹼、地下瓦、袋、電球、自動車及ビリヤカート、同上タイヤチャーブ、その地主務大臣の指定する生活物資）

第二、公團を設置しない、物資によっての指置。

一、統制の必要ある物資などに公團を設置しないものにつけては、現在の割当切符制を継続又は新しく適用するが、（割当切符制適用の物資別表の通り）割当切符制の実施は各物資の特性に應じて行い、割一的運用に成れるよう改善を加える。

(1) 割当物資の割き、配給の方式は、生産用資材については「指定生産資材割当手続規程」、消費資材については「指定配給物資配給手続規程」によるを原則とするが、物資の特性に應じて兩統制方式の中間均統制方式を適用しうることとする。

(2) 屑ガム、金属屑等の屑の蒐荷行為に割当切符制を適用する。

用するなどには困難が伴うので、肩の蒐荷の段階については切符制を適用せず、蒐荷業者の統制によつて、肩の蒐荷・配給の適正化・能率化を圖る。

(二) 割当申請の手続 割当證明書の様式等割当の方法については、各物資の特性に應じて改善を圖る。

二、割当物資の割当を行う主務官廳の割当事務の適正を期すよう必要な措置を講ずる

(一) 経済安良本部の定める物資寄附計画に基いて割当を行ふ主務官廳が用途別割当を決定しきりに之を經濟安良本部及び物資の所管官廳に報告するを要する。

(二) 割当證明書の発行は各物資について主務官廳毎に一

連番號をして行うこととする。

主務官廳が割当を行ふときは、發行する割当證明書の控を保存すると共にその寫し、物資の所管官廳に送付することを要する。

三、指定生産資材の割当切符制においては、配給の段階における現物の流れをつかみやすく從つて割当物資の横流れその他配給段階における不正を防止し得ず、需要者への切符の現物化に困難を來す実状であるので、必须と應じ販売業者の登録制度を実施し配給段階における物資の流れを適正化規制すると共に販売業者に対する監督を厳重に行う。

(一) 販売業者の登録は、その申請があつた場合に、これ

を行うちのとし、資力、信用、設備経験その他の條件を勘査し、下道吉と認める者と対しては登録を拒否するにとかでさるものとする。

(二) 販売業者が登録を受けては、一足の登録金を徴し者ナリはならぬものとする。

(三)

生産者、販売業者、その他の方から成る民主的大組織せうれん協同委員会大塔り、物資の所管官廳に於て実施する。

(四) 販売業者がう割当物資の入手、販売状況その他の必要な事項を物資所管官廳に報告させることとする。

(五)

割当物質の配給人間して不二が行爲力ある販売業者についでは登録を取消し、保證金を没収することとする。

する。

(六) 割当物質の需給の圓滑を圖る爲必要ある場合に付、割当物質の配給方段階に規制を加えることとする。

(七) 割当物質の小口需要者に対する切符の現物化、及圓滑化するため登録した販売業者に対する販売業者割引きを行う。

四、指定生産資材の微量需要者に対する割当切符制度をそのまゝ適用することは実狀不即せぬので、これらの方の自主的大組織する団体を認定し、その団体を通じて構成員かその需要を共同申請することを認め、これに対する割当については、その団体を通じる共同割当を

行いうる途を開く。

- (一) 共同申請及び共同割当を行いうる微量需要者の団体は割当を行う主務官廳において認定したものに限ることとする。
- (二) 認定すべき団体は小規模な需要者を以て狭い地域に成立した団体に限るものとする。
- (三) 共同申請は、団体においてこれを構成員に対して強制することはできない。
- (四) 団体割当を行いうる団体は割当られた物資を共同購入して構成員に配給しうることとする。
- (五) 共同申請を行いうる最高数量は、物資別々にこれを限定する。

- 五
(六) 家庭用その他失同申請の方法によりかたに用途につけては、指定配給物資としての取扱を考慮する。
- (七) 割当割度については、実績主義・能力主義を排し、能率と手持資材の活用とを主眼として企業の公正競争を助長するよう改める。
- (八) 企業の能率、手持資材その他の実態把握を十分に行は適切な割当を行うため、特例の産業団体を指定し、水に対する企業の実態調査に着手しめる。
- (九) 割当数量の決定に当つては、資源企業に付する割当額明書の還済状況を特大重視する。

流通秩序

物資

生産局

12-58

24

第一 配給公園の設置

物資流通秩序確立に関する件 (緊急待機実施案ニ) (二三・六・三〇)

一 基礎的行生産資料、主要生活物資、主食食糧等にして徹底的行統制を必要とする在宅物資について公團で設置し一手買取販賣により配給を確歩する。
(1) 鋼鉄、普通鋼及下庄務大臣の指定する鉄鋼二次製品
(2) 織維及ガラス織製品

以生活必需品ヘマツヤ、石炭、地下足袋その他ゴム履物、電球その他の主務大臣の指定する生活必需物資

② 食糧面

③ 生活必需品

（四）同料

（三）酒類

右公園設立に必要手法案は文書第一國会に提出する。
（一）備考

公園改立する物資へ鉄鋼一材価格調整公園の取扱
品目から除外する。

（二）公園方式による統制物資の底辺に伴い現在実施中の
公園方式に必要な改訂を加えて重率物資の円滑分配
給を図る。

（三）公園に対する融資を復金半額の融資に限定すること
は實際上所要資金の円滑な調達に困難を及ぼすので
らず、公園に対する融資はその性質上市中銀行の融

資の計策として過当なものではあるから公園に対する
復金のみならず市中銀行からの融資の途を開くもの
とする。

（四）需要者が多い品目へ機械、生活必需品、鉄鋼、
食糧、油煙、飼料等について、末端配給の円滑
と開拓ため販賣業者を代行機關として活用する。

（五）原料から製品までの段階が複雜で季節加工方式によ
らねば資材の横流しを防止しえない物資については
公園に軍事式配給業者のみならず委託加工方式によ
る生産業務を行めさせ、機械、食糧、油煙、飼
料等）

（六）公園の配給業務に必要な施設については固定資産と

所有するを認め配給業務の円滑を圖る。

第二 生産用資材の統制方式の改善

一 統制の必要ある生産用資材については、現在の割当切符制を継続又は新に適用するが、へ割当切符制通用の物資別表の通り、割当切符制の実施は各物資の特性に応じて行い、割一的運用に流れよう改善を加える。
① 肩ゴム、金属肩等その他の特別の葱荷を必要とする物資の運荷行為に割当切符制を通用することには困難が半うので、之等物資の運荷の段階についてけ、切符制を適用せず、葱荷業者の統制によつて、葱荷、配給の適正化、能率化を図る。

② 割当の適正を期すよう割当申請書の記載事項、割当

證明書の様式等についてば、各物資の特性に応じて改善する。

二 判当物資の割当を行ふ主務官庁の割当事務の適正を期すよう必要な措置を講ずる。

① 経済安定本部の定める物資需給計画に基いて割当を執行する。主務官庁が用途別割当を決定したとき、之を經濟安定本部及び物資の所管官庁に報告又は認証申請するを要する。

② 割当證明書の発行は、各物資について主務官庁毎に一連番号を付して行うこととする。
主務官庁が主導物資について割当を行ふときは、發行する割当證明書の控を保存すると共にその寫し物資

の所管官庁に送付することを要する。へ差当り、石灰
コーガス、亜炭、鉄銅、非鉄金属、セメント、板ガラ
ス、ソーダ、木材について実施する。
三、指定生産資材の割当功課制については、配給の段階
における現物の流れをつかみえず改つて割当物資の模
式はその他の配給段階における不正を防止し得ず、需
要者の切符の現物化は困難を示す実状にあるので、必
要に応じ販賣業者の登録制度を実施し配給段階における
物資の流れを適正に規制すると共に販賣業者に対する
監督を厳重に行う。

(一) 販賣業者の登録は、その申請があつた場合に、これ
を行ふものとし、資力、信用、設備、経験その他の

條件を勘案し、不適當と認める者に対しては登録を
拒否することができるものとする。

- (二) 販賣業者の登録は、需索者、生産者その他の者から
成る民主的に組織せらる区域間委員会に依り、物資
の所管官庁に於て実施する。
- (三) 販賣業者の登録を実施する物資については、登録を
受けて十日以内に該物資の販賣を行えりものとする。
- (四) 販賣業者が上記当該物資の入手、販賣状況その他の必
要事項を物資所管官庁に報告させることとする。
- (五) 割当物資の配給に関して不正の行為があり又は所定
の報告を怠つた販賣業者等については登録を取り消す
こととする。

(六) 割当物資の小口需要者に対する切符の現物化を円滑にするため登録した販賣業者に対して販賣業者割当を行ふ。ハ非鉄金属、紙、化學工業品等の様定生産資材の微量需給者に対して割当切符制度をその才、適用することを実状に即せるので、このらの者の自主的に組織する團体を認定し、その團体を通じて構成員がその需要を共同申請することを認め、これに対する割当については、その團体を通ずる共同割当を行いうる連絡聞く。

(七) 共同申請及び共同割当を行いうる微量需要者の團体は割当を行ふ主務官庁において認定したものに限ることとする。

認定すべき團体は小規模の需要者を以て成立した團体に限るものとする。

(八) 共同申請は、團体においてこれを構成員に対して行うこととすべきである。

(九) 團体割当を行いうる團体は割当のため物資を共同購入して構成員に配給しうることとする。

(一〇) 共同申請を行いうる需要者別最高数量は、物資割当に此を決定する。

(一一) 割当制度の実施に当つては、実績主義、設備能力主義を非し、能率と手持貨材の活用とを主眼として企業の公正な競争を助長するよう改めよ。

(一二) 各企業の製品の原單位、原価、品質等を常に調査し

企業の能率判定の基礎とする。

(ii) 各企業の資材割当申請に当つて、その手持資材量を明瞭にするため、手持資材の有効利用を図るよう割当を行う。

(iii) 割当数量の決定に当つては当該企業に対する割当證明書の還流状況を特に重視する。

(iv) 企業が能率、手持資材その他の実体把握を十分に行うためには産業團体を活用し企業の実体調査に当らしめる。

昭三、七、五

3.1.C

10

第一
流通秩序確立方策項目
統制の改善

一、公團削減の改善

- (1)既設公團の業務活動の活性化
(2)公團適用範囲の拡張

(3)運用の改善

- イ、市中銀行からの融資を認める
ロ、販賣業者を代行機關に活用
ハ、固定資産の所有を認めろ。(へ?)
(4)販賣業者不正取扱を公團に監察させる

二、割当切荷制の改善

- (1)割一的運用を是正する

三、超過発券の是正

(2)超過発券の是正

(3)販賣業者の登録制又は許可制

(4)数量需要者の團体と共同申請と共同割当

を認める

(5)割当方法の改善

イ、科學的・専能率判定基準の作成

ロ、生産実績報告の改善

ハ、手持資料の活用

ニ、割当証明書の還流状況の监视

ホ、企業の実態調査と産業團体の活用

ミ、リンク制の拡大

(アカニ三月)

(16)

(17)

(18)

(19)

(20)

(21)

(22)

(23)

(24)

(25)

- (1) 炭鉱夫・大食糧(?) 及び消費物資
(2) 農業用重油、氣洞、網
(3) 食糧供出用肥料、農機具及び消費物資

四、輸送統制

- 訓令第八号の具体化と施行
互不必要品の製造及販賣制限
一、系統的又は個別的調查
二、在庫の再登録と再配分

第三、關取引撲滅政策

六、重點的取締対象

(1) 物的対象

1. 生食、副食、調味料
2. 主要生産資材
3. 主要消費品
4. 製造販賣禁制品
5. 木綿出入物資
6. P.D. 物資
- (2) 人的対象
1. 大口ブローカー、生産者、配給機關
2. 繼制關係職員の違反
3. 小賣店、酒店

(5)

2

(2)

(2)

(5)

(1)

(3)

14

二、第三國人

二、輸送監視及取締

三、公價表示制度の検討

四、官公吏の肅清

(1) 機械行為の禁止、厳罰

(2) 業者の闇行為の默認に対する司法処分

(3) 府縣ドロシフ主義のための例外廃除、
賃返物資等の適否に対する司法処分

の適用

五、取締官廳と經濟官廳との連絡の緊密化
六、一元的取締、計画的組織的監視取締の実行

七、現物支給の統制

八、企業間の物文禁止

九、官廳、公務團体の闇行為の対策禁止

(1) 公價還反へ(回を含む)の禁止

(2) 預算支出の監査

十、供出割当の嚴格な廻行

(1) 強權の発動

(2) 新炭、新米への勧行の宣言

(3) 郡外移出確保の為の強力措置

十一、建築統制

(1) 訓令第四号の整備

(2) 建設④の研究

(13)

(7)

(9)

(8)

(10)

(4)

(8)

(3) 報告の地方分離
(4) 建築許可証の開取縮

六、行政監査と経済監察

(1) 行政監査機関の急速整備
(2) 経済監査とE.S.Bの機構に吸収すること

三、罰則の強化

(1) 常習的で經濟違反者は死刑
(2) 強制労働制の新設
(3) 没収範囲の拡張

第四、闊摸滅國民運動の展開

一、關取締運動に対する國民の協力確保

(2)

4 (2)

(6)

(7)

二、宣傳啓発

備考

メモ (1)、(2) 及 (5) は食糧対策大戦略

22-12
V. (1)

流通秩序確立対策

(昭二十二年七月七日局)

一、公園制度

(1) 適用範囲

基礎的な生産資材として継続的な統制を必要とする左記物資については公園を設置し一手買取販賣により配給を確保する。

(1) 鋼鉄、普通鋼及特殊ニス製品へ至鉛錫板、特殊管、鋼索、硬鋼線

(参考)

公園を設立する物資へ鉛錫板は價格調整公園の取扱項目から除外する。

(2) 運用の改善

公園方式による統制物資の拡充に伴い現在実施中の公園方式に必要な改訂を加え以て重要物資の内滑合既給を図る。

(1) 公園に対する融資を復金よりの賃貸に限定することには実際上所要資金の内滑合調整を示すのみならず、公園に対する融資はその性質上東中銀行の融資の対象として適当なものであるから公園に対して復金のみならず市中銀行からの融資の途を開くものとする。

(2) 需要者が多數ある項目へ鉛錫板については、本端配給の内滑合を図るため販賣業者を代理銀行として活用する。

(4) 公園の運営業務に必要な施設については固定資産を所有する者と認め配給業務の円滑を図る。
(5) 不正配給の監察を公園に行はすとの可否
公園取扱物資の未端配給を販賣業者として行はせる場合には、公園をして當時販賣業者の監察を行はしめ、公園物資の未端配給の徹底的統制を行う必要がある。之と並行して監督官廳が販賣業者に対する監察を実施する。

二、割当切符制の改善

(1) 統制の必要ある生産用資材については、現在の割当切符制を継続又は新たに適用するかへ割当切符制適用の

物資別表の通りへ割当切符制の実態は各物資の特性に応じて行へ、割一的運用に流れゆう改善をねらふ。いの肩ゴム、金属層等その他特別の葱荷を必要とする物資の葱荷行為へ割当切符制を適用することによる困難が伴うので、之等物資の葱荷の改善については切符制を適用せず、葱荷業者の統制によつて、葱荷、配達の適正化、能率化を図る。
(2) 割当の適正を期すよう割当申着手の成績事項、割当證明書の様式等については、各物資の特性へ応じて改善する。
(3) 割当物資の割当を行ふ主務官廳の割当事務の適正を期するよう必要な措置を講ずる。

- (1) 経済安定本部の定める物資勧給計画に基いて割当を行う主務官廳が用途別割当を決定するときは、之を經濟安定本部及ぶ物資の所管官廳に報告する必要ある。へ公共事業についで経済安定本部の認証を要する。
- (2) 割当證明書の発行は各物資について主務官廳毎に一連番号を付して行うこととする。
- 主務官廳が主要物資について割当を行うときは、奉行する割当證明書の控を保存すると共にその寫へ又は割当先別一覽表へを物資の所管官廳に送付することを要する。
- (3) 指定生産資材の割当切符制については、既述の如き

Kにおける現物の流れをつかみえず従つて割当物資の横流れその他の配給段階における不正を防止し得ず、需要者の切符の現物化と困難を来たす実状があるので、以便に廃止し販賣業者の登録制度を実施し既給段階にありる物資の流れを適正化規制すると共に販賣業者に対する監督を厳重に行う。

(4) 販賣業者の登録は、その申請があつた場合に、これを行ふものとし、資力、信用、設備、理賄等の他の條件を勘査し、不適当と認める者は対しては登録を拒否することができるものとする。

(5) 販賣業者の登録は、需要者、生産者等の業種を問わず、被る民主的大組織せられたる会社等を対象とし、物資

の所管官廳に於て実施する。

(八) 販賣業者の登録を実施する物資については、登録を受けなければ当該物資の販賣を行ひないものとする。

(九) 販賣業者から割当物資の入手、販賣状況その他の必要事項を物資所管官廳に報告させることとする。

(木) 割当物資の配給に関して不正の行為があり又は所定の報告を怠つた販賣業者については登録を取消すこととする。

(八) 割当物資の小口需要者に対する切符の発行並びに滑りをするため登録した販賣業者に対して販賣業者割当を行ふ。非鉄金属、紙、化学工業品等。

(四) 指定生産資材の微量需要者に対する割当切符制度、並行いう方法を聞く。

そのまゝ適用することは実狀に即せぬので、これらの方の自主的組織及び國体を認定しその國体を通じて横成員がその需要を共同申請することを認め、併しに対する割当については、その國体を通ずる大口割当を行ふ方法を聞く。

(九) 共同申請及び共同割当を行いうる微量需要者の國体は、割当を行ふ主務官廳において認定しその大限をこととする。

認定すべき國体は小規模な需要者を以て成立した團體大限のものとする。

(四) 共同申請は、國体において二組を横成員大限として認めることができない。

- (八) 共同割当を行いうる團体は割当らばれた物資を共同購入して譲成員に配給しうることとする。
- (九) 共同申請を行いうる需要者別最高数量は、物資別にこれを決定する。

五、現物給與とバークターの禁止

- (一) 現物給與は統制物資については之を禁止する。但し労働者の自己消費に相当する限度においては各物資毎に基準を設けて之を認める。
- (二) 所謂物文は統制物資については全面的大禁止する。但し特物工場等より発生するブリーズコーグスとカーバイドのバークターの如く政府の統制下において物資の需給計画に組入ル割当切符制を適用するものは之を所謂

物文と看做さず無めるものとする。

- (三) 工場の自家消費は眞正當工場大あてて使用する数量に限足する。いふよつて現物給與を認められたのは自家消費の数量の中に算入する。

六、生産確保の手段としての生産財及製品のリンク制の制度化の要否

- 現在の切符制の下大あいてはリンク制を制度化することは困難であるが、通用上た記の如き点を考慮し得る。
- (一) 公團取扱物資については公團への引渡実績を基準として次期の所要資材の割当を行う。
- (二) その他の一般切符制については、割当額の還度狀

況を重視して次期の所要資材の割当を行ふ。

九、製造禁止とその販賣制限

重要資材の不急不要部門への流入の防止の徹底を期すため現行の不要物品製造販賣制限規則の適用範囲を拡張する。

- (1) 製造禁止のみに止らず使用禁止も行う。ハアルミニウム合金板の建築材料としての使用の如き。
- (2) 使用禁止資材の範囲を拡張する。ハアルミニウム板のみならずアルミニウム圧延品の使用をも禁止する如き。
- (3) 製造禁止品目については、不当に高級な賃料品は重要資材を使用するものは禁止する。ハ高級な開磁器及び硝

子器)

- (2) 出版物の刊行は所要の紙の割当のないものについては之を禁止する。

○ 割当方法の改善

割当制度の実施に当つては、実績主義、設備能力主義を排し、能率と手持資材の活用とを主眼として企業の公正な競争を助長するよう改める。

- (1) 各企業の製品の原單位、原價、西質等を常に調査し企業の能率判定の基礎とする。
- (2) 各企業の資材割当申請に当つて、その手持資材量を明瞭ならしめ、手持資材の有効利用を図るよう割当を行う。

- (3) 割当数量の決定に当つては当該企業に対する割当證明書の還流状況を特に重視する。

- (4) 割当を行ふ為に企業團体を活用し企業の実体調査に当らしめる。

八適切なる割当を行ふ為に企業團体を活用し企業の実体調査に当らしめる。

流通秩序確立対策要綱(案)

(三二、七、一二 緯筆本)

目的

生産及び輸出を計画的に増強し、また実質賃金の充実を通して貨幣賃金の高騰を抑制し、もつて経済安定とともに最も重要な因子となるものは、效果的な配給統制と開市場の撲滅であり、これに成功するかどうかが、今般の緊急対策の成否を決定する。政府は、緊急対策において、流通秩序確立のための方策の大綱を下したが、この際、今までの政策を改めて検討し、積極的の両面にわたって、凡そこの目的達成のために有効にみとめらるるあらゆる対策を実行し、急速にその結果をあげようとするものである。

方針

- (一) 流通秩序の混乱は、經濟の五らゆる分野における不合理の総合的な表現である。従つて、これを改善する対策は、生産、配給、輸送、消費、財政、價格など、あらゆる分野から総合的に実施する。
- (二) 対策は、全國的規模の下に、中央政府、地方自治体、貿易、工業界、労働組合、消費者團体などが一致結束して、全國民の積極的支持を背景として実施する。
- (三) 対策の実施にあたつては、第一段階として、物價及び家計の安定に最も重要であり、かつ最も急速顯著に改

善できるような品目に重点を集中する。
その品目は、差当り次に掲げるものとし、これに関する
対策は、概ね三十日以内に效果をあげることと田途
とする。

(1) 食糧

(1) 主食

(2) 蔬菜

(3) 鮮魚介

(2) 消費則

(1) 衣料品及びその他の主要繊維製品並びに靴等の他
の主要身廻品

(3) 生産資材

(1) 石炭

(2) 鉄鋼

(3) 肥料及び農機具

(4) 繊維資源

(1) ゴム及び皮革

(5) 建築用資材

(1) 木材

(2) セメント

(四) 第二段階として、重点主義に留意しつゝ次第に品目を
拡張するとともに、制度の根本的改正のよきを長期的

の対策を講じ、概ね三ヶ月乃至六ヶ月の間に全面的に体制をととのえる。

(五) 取締りの対象としては、大規模乃至は職業化した闇業者に最大の重点をおき、個々の市民に不当な抑圧を加えることのないよう細心の努力を挙げる。

実施要領

第一 儲制方法の改善

一 公團制度の改善と強化

(1) 公團の業務活動を活発ならしめるために、次のようにその運用を改善する。

(1) 公團は、一般市中金融機関の資金を活用することを認める。

(2) 公團に、その業務を円滑に実施するためには、必要

な保管設備、輸送手段などにつりては固定資金

を持つことを認める。

(3) 需要者が多數ある品目にあっては、末端販路を

円滑にするため、販売業者の一部を指定して代

行機関として活用せらる。

(4) 必要ある場合は、取扱品目の生産に必要な原
材料や副資材を公團に一括買入させ、公團か
ら生産業者に配給して、生産と葱荷の確保に努
めさせらる。

(5) 取扱品目の生産者や配給業者に金融を受けるに
繋して、公團の証明のあるものは金融機関が尊
重して優先的な金融を与えるよう指導する。

(6) 公團の運営を民主的にするため、生産者や需用者
を主軸とした委員会を設け、常に公團の業務実施
に対して批判と勧告とを行わせるようす。

(7) 公團に、取扱品目の販売業者に対する監督を行ふ

せることともに、不正な販売業者の原有品に対する強制買上権を与える。

(4) 配給を確保するため必要を品目に置いて、公団制度の適用を拡大する。さきに決定した食糧、緊急対策に掲げたものの外、差当たり次の品目について公団を新たに設ける。且し輸出用の工業製品については從前通貿易公団に取扱はさせられたものとする。

(1) 織維及ぶ織維製品

(2) ゴム及びゴム製品

(3) 皮革及ぶ皮革製品

(4) 日用品

(5) 新たに公団を設けた品目について、從来その一手

貿易販売を行なつてゐた機関がある場合に、過度の混乱を生ずるため必要があるときには、從前の機関の廢止業務の中必要な部分を、公団をして包括的に承継せしる方法を講れる。

(6) 計算の内情を期するためには、財政専売の形態によるよりも公団に取扱はせる方が適当である旨につれては、見るべくこれを公団に取扱わせるとともに、国会の承認を経て、適切な二重價格制度を実行し、その利益を一般会計に繰入れさせることをみらく。

二、割当切符制度の改善

(1) 割当切符制度の適用に当つては、各品目の実情に

應じて具体的に考慮し、割一的な運用をさけるものとする。この意味から、肩の薦荷につけては、

割当切符制度は適用しないことに改める。

(2) 割当切符制度の運用を適切にするため、生産業者

及ぶ販売業者の登録制度を新設する。
(1) 通常の資格能力をもえた者は、何人でも登録を受けられることがやさかるのを原則とするが、生産業者及び消費財の販売業者については、原材料又は取扱品目の供給量からみて、特に多量に過る場合に、政府は登録を拒むことができる。

(2) 登録を受けている者は、生産用資材の割当を与えず、又統制品目を取扱うことも認めない。

(3) 登録を受けた者が、不正を行ふをした場合、該

業に業務を行わない場合、及び業務成績が甚だしく不良で、原材料の割当がきわめて不能率な結果となり又は取扱品目を配給する事が適当でないと認められる場合には、政府は登録を取消すことができる。

(3) 多数の小口の需要者に対するは、共同申請、共同

割当の制度を例外として認める。

(4) 割当方法を改善するため次のような方法を講ずる。

(1) 科学的な能率判定基準を作成して、これによつて割当量を決定する。この場合、手持資材の活用を重視する。

(四) 次の割当に際しては、割当証明書の還流状況を特に重視するとともに、生産業者については、割当資材と、それを水によって生産された製品の実績とを常に照合することに努める。このため、その場合に設立つような生産実績報告を確実に行かせるための制度を設ける。

(五) 手持資本の状況、生産の実績などを政府においてできるだけ詳細に知ることができるように、産業団体をして企業の実情調査に協力させる。

(六) 材料品、日用品、家庭燃料等の生活物資の割当につりとは、類別毎に総合切符制を採用する。

三、リシク制度の拡大

重要物資の生産を制載し、その公正公平確実に出售を促進するため、総合的リシク制を計画的実施する。

- (2) 差当りクリンク制度通用の要点を次のものとする。
① 煤炭、天にに対する一定の食糧及び消費物資
② 農業者に対する重油、魚網、網などの農業用資材

の農民の食糧供出に対する消費物資及び農機具、
③ トラック輸送業者に対するガソリン、タイヤ

四 不急不零品の製造販賣の制限の強化

④ 製造販賣の制限の外に使用の制限、禁止も行う。

第二 間取引の撲滅

一 取締の重点主義の採用

① 物的対象は、一方において述べたように、第一段階から第二段階にわたつて逐次拡大していくが、その重点は、前回掲げたもの以外、ものに集中する。

② 計算とする品目を追加する。
③ 製造、販賣、使用を制限禁止されているもの
の輸出入物資
④ 運送軍需等に基づいて調達される物資

- (2) 人的対象は、次のものに重点をおき、内地人も含
三國人も平等に取締る。
④ 生産者からの横流(ルート)
④ 大口及び職業化した販賣業者、ブローカー等
④ 販給統制機関
④ 前に重点品目として掲げた食糧、消費財、生産
資材及び建築資材につけては、既に大量では
あつても公然と統制に違反して販賣する小賣店
露店等

二、輸送監視による取締の強化

- ④ 主要生産資材及び消費財については、逐渡明の混

乱を起さないよう十分注意しつゝ、官庁又は公
團の輸送証明書がなければ輸送を受付せず、証明
書なしで輸送したことものは発見次第これを没収し、
違反者を処断する方法を講ずるものとし、遂次適
用品目を拡大する。

(2) 鉄道輸送については、更に生産地、消費地の主要
駅における取締を強化して間ブローカーの潜入を
防止する。

③ 海上輸送については、港内における積卸の際の監
査を執行するとともに、水上警察を整備して空
航船の撃沈に努める。

④ 道路輸送については、生産地と消費地を結ぶ路線

の検査地點に検問所を設け、間隔のないよう取締を行ふ。

三、公定價格表示の励行

(1) 販賣店舗における公定價格表示の制度を励行せよ。
(2) 家庭給付において品質、年級をいつけり。又は廣儀の公定價格表示をすることを防ぐため、できれば生産者の手許で、刻印又は証紙貼付などの方法で、あらかじめ農品に公定價格を表示せよ。

四、闇の出所の開塞

(1) 企業が統制物資であるその生産品又は生産のた

めの原材料を、從業員に現物給与することを原則として禁じる。但し、その從業員が完全に家庭を消費してしまつよう大量に限つて、横濱の處の官が特定の品物を、労働生産性を高めるためのリンクルのものとして、官庁の承認を受けて組織的に行つ場合を例外として認めよ。

(2) 企業相互間ににおける統制物質のバーターは、全面的には禁止し、特別の事情ある場合に限り、官庁の承認の下に除外を認めよ。

(3) 全農の商業消費分についても、右に草じて取締る、業者在庫を系統的組織的に追究し、任意供出又は取扱費上の方法によつて産業復興公團に一括集荷

し、通正手用達に配給する。このため、從天の機構を一新する。

五、官厅、公共團体等の間、行戻の絶対禁止。
（1）政府機関又はこれに準ずるもののが自ら賄購入を
許すことを絶対に禁止する。これによつて本家の
縮減乃至過疎があつても房えて忍ぶものとする。

（2）予算支出の監査を厳重に行なう。

六、割当供出の嚴格な励行。
（1）一般國民の窮状及び我が國のおかれていゝ國際的
環境にかんがみ、割当量の食糧供出は厳格に励行
させよ。現在の折反、新馬鈴薯のみならず、本年
度新米についても、必要があれば底權の發動を辞

（2）供出の励行のためには、農民の納得する合理的な
割当を行ひなければならぬから、その前提とし
て、肥料その他農業用生産資材の配給量、二作付面
積、地力等は、既に計画生産を行ひかせ、この計
画生産量を基礎として供出割当量を定めよ。うに
割度を根本的に改めため、次の表作から適用するよ
うに、速かに立法手續を進める。その実施には、
十分民主化された組織を適用する。

（3）各府県毎の不均衡是正するため、食糧の海外移
出を確保するに必要な強力な措置を講ずる。

六 間建築の排除

- (1) 現在の建築制限措置の不備を糺し改正するとともに、その取締りを勵行する。特に建築許可証の開港引は嚴重に抑止する。
- (2) 建築費の高騰を抑止するため、標準設計に対する標準價格を設け、正当の理由なくして高價な建築費を要求する者に対しては、これを暴利として取締る。

(3) 間建築の摘發、防止を円滑にするため、統制の権限を地方に移譲する。

八 賞則の強化

- (1) 総合的取締りによつて、事前に違反を防止することとが間接滅の正道であるが、特に常習的な違反者に対する處置を考慮し、罰金刑の選擇を許さない立派、及び保安處分としての強制労働の新設をする。
- (2) 体刑と罰金刑の外に、沒收に関する各種の規定を活用して違反事件にかかる物資の沒收を広汎に行なう。
- (3) 質済違反者の氏名、違反事実等を成るべく広く公表し、世人の注意の喚起に努める。

九 官公吏の腐敗の肅清

- (1) 官公吏の腐敗に対しては徹底的に究明し、刑事事件となるものは容赦なく告発する。
- (2) 刑事事件に至らないものについても、常時行政査

察を行なつてその非違を摘発し、終済安定本部がら主務廳に通告して適宜の処分を行なわせる。

十一 取締体制の整備

- (1) 経済安定本部の中央地方の監査機構を活潑に活動させ、終済行政の監査と、大口闇行馬の摘発に全力を傾けさせる。
- (2) 経済違反に対する取締を強化するため、終済警察官及ぶ經濟監視官に暗檢、検査の権限を附與する。
- (3) 経済統制の行政方針と、經濟違反に対する取締方針とか表裏一体となるよう、終済安定本部と於案当局との連絡を緊密ならしめる。
- (4) 闇取引に対する全国各地の取締が、その重災や寛

第三 様々な取締の実施

度の度を区々すらしめることなく、ようやく計画的組織的大取締を実施する。

第三 様々な取締の実施

- (1) 様々な模減は、全國民が一齊に協力して立ち入りを許すことはその成功をみるることは困難である。政府は、次方法により、活潑な國民運動が展開されることを望む所である。
- (2) 消費者会、健全な生活協同組合組織を發展させ、國結して自から正しに配給に積極的に参加すること。

一二 政府は、國民が、正しい配給方法と正しい價格を常に知ることができるよう、中央地方のありゆる機関とあらゆる方法とを使って、できるだけ宣傳啓發を実施する。

具体化

本綱に基づく更に具体的な施策として、直ちに実施すべきものは別紙の通りである。政府は、これに従事し、憂患の懸念に感じて、逐次具体化の細目を國民に公け、すこつもりである。

流通秩序確立対策各論進行状況 (二二七三)

一、公團法改正共通事項

(1) 産業復興公團に配給公團に貸付其の固定設備等を保有

(2) 各配給公團に賃取商品の強制買上交付

(3) 各配給公團に対する政府公資金調整

右は司令部原案承認と同時に各公團法の改正案を作成する。

二、新設公團法案

該案要綱立案中であるが、司令部原案承認と同時に

上法案の立案を進める。

三、公團法設置すべき運営諸課委員会要領 (第一二二)

四、生産業者登録制 (第一三一)

五、貿易者登録制 (第一三二)

六、生産資材の徵量需要者に因たる取扱要領 (第一三三)

八、割引方法の改善に関する具体的案 (第一三四)

九、衣料切符制の要領 (第一三五)

十、リベク制の具体案 (第一三六)

十一、輸送証明制 (第一三七)

十二、既定価格表の廃行 (第一三八)

十三、既定価格表の制定の改正 (第一三九)

十四、建築料の開きの規定の改正 (第一四〇)

十五、建築料限の改善 (第一四一)

十六、建築料の標準設計と標準価格 (第一四二)

十七、經濟監察官、經濟監視官に検査、検査权付与 (第一四三)

十八、中央地方監査委員会設置要領 (第一四四)

十九、印紙本の中止完成

22
222
31C

流通秩序確立対策要綱

(昭三、七、二九 開設決定)

目的

生産及び輸出を計画的大増産し、また劣質貨物の充塞を通じて貨幣流入の高騰を抑制し、もつて經濟安定をもたらす最も重要な因子となるものは、效果的な配給統制と閑市場の撲滅であり、これに成功するかどうかが、今般の經濟緊急対策の成否を決定する。政府は、經濟緊急対策において、流通秩序確立のための方策の大綱を示したが、この際今までの政策を改めて検討を積極消極の両面にわたって、凡そこの目的達成のために有效とみとめらるる、あらゆる対策を実行し、急速にその成果をあげようとするものである。

方針

(一) 流通秩序の混乱は、經濟のあらゆる分野における不合理の総合的な表現である。従つて、これを改善する対策は、生産、配給、輸送、消費、財政、價格などあらゆる分野から総合的に実施する。

(一) 対策は、全國的規模の下に、中央政府、地方自治体、警察、農業、労働組合、消費者團体などが一改結束し、全國民の積極的な支

持を背景として実施する。

(二) 対策の実施にあたつては、第一段階として、物價及び家計の安定が最も重要であり、かつ最も急速顯著に改善できるよう、毎日に價格を禁中するものとし、特にべきの項目に関する緊急対策は、原則三十日以内に效果をあげることを目指すものとし、制度の改正のように多少時間必要とする施策や、その他の重要物資に対する対策も、第

二段階として、概ね三ヶ月乃至六ヶ月の間を効果をあげるよう体
制をととのえる。

(1) 食糧

(1) 主食

(2) 蔬菜

(3) 鮮魚少

(2) 主要調味料及び主要加工食品

(1) 消費材

(1) 家庭用燃料

(2) 民衆缶、瓶及び地下瓦釜

(3) 行政その他の主要家庭必需品

(3) 生産資材

(1) 石炭

(2) 鉄鋼

(3) 樹木及八寒機具

(4) 織織資源

(5) ゴム及皮革

(6) 建築用資材

(7) 木材

(8) メメント

(9)

以上二点。

(4) 政府の対象としては、大規模乃至は常習的な農業者に最大の重

(五) 流通秩序確立のための統制方式は、あくまで当面の緊急經濟を切
り抜けるために必要な限度において採用するものであつて、これが定
もつて恒久的な制度とするものではないことは勿論である。

実施要領

第一、統制方法の改善

一、公團制度の改善と強化

(1) 公團の業務活動を活潑ならしめるために、次のように其の使
用を改善する。

(1) 公團の通運資金の調達を円滑にするために、融資統制の整
用に際して、復興金融債券の市中消化を積極的に促進するよ

3

うな方法を講ずる。

(2) 公團は、一時的な形においてのみ国災設備を使用すること
を許され、自からその所有権を取得することはできまいとの
原則とする。然し、保養設備、輸送設備など業務遂行にどう
しても必要なものが、一時的な形では利用できないという場

合には、大々的公團の主務官廳が自からこれらの国災設備を
取得して、これを公團に利用させることができる。

(3) 需要者が多數ある項目については、取扱業務を円滑にする
ため、販売業者の一部に特別の許可を與えて、公團の代行役
者として活動させること。

(4) 終端配給の円滑化するため、中小企業や消費者の組織す

反法令によって認められた協同組合、販賣業者とならんで活用する。

(本) 公園の取扱品目の生産運行に必要な副資材で、その取得のために他の方法がない場合には、公園は、經濟安民本部の承認を受けて、これらの副資材の確保について生産業者を援助する方法をとることができます。

(2) 公園の運営を民主的にするため、各公園が、代表的な生産業者、消費者及び専門家を招請し、その業務実態に関する助言や情報や、批判をきくようになります。

(3) 公園にも、取扱品目の販賣業者に対する監督を行わせるとともに、公正な販賣業者の所有品に対する強制課上の責任を負わせます。

せる。

(4) 権威と反対的武器を使用とする基礎的生産資料、重要生活物資及び主要食糧については公園を解散する。次の品目につけては、直ぐに公園を解散する。

(5) 食 品

(6) 油 脂

(7) 公園の業務運営に対する監督の適切を期すために必要があるときは、立場大臣はその監督権の一部を地方行政官廳に委譲することが、できるようとする。

二、公園以外の政府配給機關

公園以外の政府配給機關の運営についてもその民主化及び改善をはかる。

三、割当切符制度の改善

(1) 割当切符制度の適用に当つては、各品目の実情に応じて具體的に考慮し、割一的な適用をさけるものとする。この意味から、農林水産物、肩など、の葱荷については、割当切符制度は適用しないことと改める。

(2) 割当切符制度の実態を円滑にするため、指定生産資料につけても、指定配給物質と同様に、生産農者及び販賣業者の産業制度を新設し、その両者について、つぎのような運用をする。

5

(1) 経済安定本部が定める登録基準に合致する資格、能力などを有する者は、誰でも登録を受けることができるのを原則とするが生産業者及び消費財の販賣業者については、原材料又は取扱品目の供給からみて、特に多きた過ぎる場合は、政府は、一定の基準を定め、登録を拒むことができる。

また消費財の販賣業者については、購入者の選択によつて登録する迄解く。

(2) 登録を受けた者は、不正な行為をした場合、該営農業者を統制品目を取扱うことと認めない。

(3) 並びに営農者が疾病、甚だしく不良で、原材料の割当を行つて、劣化及び疾病が発生した場合、該営農業者を統制品目を取扱うことと認めない。

がきわめて不能率な結果となり又は取扱品目を配給すること
が適当でないと認めらるる場合には、政府は、一定の基準に
従い、登録を取消すことができる。

(3) 多数の小口の需要者に対するては、共同申請、共同割当の制度
を例外として認める。但し、この場合、この措置によつて、取引
を制限するような協定が行はれたり、割当が不当に行はれたり
りするような弊を生ぜしめりいよう留意する。

(4) 割当方法を改善するため次のような方法を講ずる。

(1) 一律割合を算出し、これを割当量決定の基
礎資料とする。この場合、手持資材の活用を重視する。

(2) 次期の割当に際しては、割当証明書の実績状況を特に考慮

に入れるとともに、生産業者については、割当済材と、それ
によつて生産された製品の実績とを並べ記入することに努め
る。このたゞ、その點念大後立つような生産実績報告を確実
に行なふせるための制度を設けるとともに生産や出荷を確実
に行なわない場合には、次期の割当を停止又は削減するなど
の措置を講ずる。

(3) 手持資材の状況、生産の実情など割当の基礎資料を政府が
できるだけ詳細に知ることができるよう、適当な産業図帳
等に政府に対して努力させる。

(4) 主要食糧の総合均等割を改善するとともに、衣料品につ
いては、総合均等割を実施するほか、日用品、家庭燃料等の

生活必需品の割当方式をも、新規格、発行毎度總倉別昇制を採用するよう研究する。

(木) 酒造用米、味噌、醤油、大豆など、指定配給物資と原材料として割当てる場合には、指定生産資材の割当に準ずる方法を取る。

四 リンク割度の計画化

(1) 重要物資の生産を制限し、その公正かつ確実な出荷、輸送を促進するため、統合前よりリンク割を計画的実施する。このため、生産物資の総合的な割合を算定する。

(2) 差当りリンク割度適用の重点を次のものとする。

(1) 次内六ヶ月に対する一定の食糧及びその他の消費物資

正、不急不要品の製造販賣の制限の強化

(1) 農業省に対する重油、魚網、鋼等の漁業用資材及び食糧
(2) 農民の食糧の生産及び供出に対する消費物資及び肥料など

(2) 重要物資のトラック輸送に対するガソリン、タイヤ

(1) 製造販賣の制限の外に使用の制限、禁止をも行う。

(2) 特急とある西二三月追加する。

(3) 他掛り等その地盤在の割度で取締りのできない不備の点を改正する。

第二、闇取引の廃滅

一、製造の立派工場の採用

(1) 物的対象は、方針をもいて述べたように、第一段階から第二段階にわたつて逐次拡大していくが、その重点は、前回掲げたもの以外、次のものに集中する。

(1) 税制統制の対象となつてゐる生産資材及び消費材

(2) 製造、販賣、使用を禁止と/orてゐるもの

(3) 輸出入物資

(4) 進駐軍需要に基づいて輸送される物資

(2) 人的対象は、次のものに重ねをおき、内地人も第三國人も平等に取扱う。

(1) 生産者からの横流風

(2) 大口及び職業化した販賣業者、ブローカー等

(3) 税制統制機関

(2) 前回重版項目として掲げた食糧、消費材、生産資材及び建築資材については、たゞえ少量ではあつても公然と統制大造反して販賣する小賣店、露店等

二、官廳、公共團體等の閑行爲の対策某辺

(1) 政府機関又はこれに準ずるもの、自ら輸入をし、又は資材の開價格を基礎とした工事請負契約をすることを絶対に禁止する。

（2）用によつて事業の縮少乃至運営が生ずることがあつてもあえて忍ぶものとする。

予算支出の監査を厳重に行なう。

三、輸送の統制と取締の強化

- (1) 主要生産資材及び消費財については、過渡期の混乱を避けないよう十分注意しつつ、鉄道、汽船、機帆船及び汽船等にかかるトラック輸送については輸送証明制度による統制を実施するものとし、官廳又は公團の施行した正式の輸送証明書がなければ輸送を受けず、輸送証明書なしで輸送したものは発見次第に用を塞重に処断する方法を講ずる。なお同一府県内のトラック輸送については、荷主、荷受け人、貨物の明細などを明りかにして貨物輸送員を必ず携行させ輸送の内容をつかむことができるようとする。
- (2) 鉄道輸送については、更に生産地、消費地の主導権をあける取締を強化して闇グリーカーの活動をおさえよう。

四、公定價格表示の励行

- (1) 販賣店舗にありる公定價格表示の制度を励行せらる。
- (2) 末端販売において、品質、年級をいはずり、又は虚偽の公定價格表示をすることを防ぐため、できるだけ生産者の手許で、印刷又は紙貼付などの方法であらかじめ裏面に公定價格を表示させ

るようとする。

五、開の出所の開塞

- (1) 企業が統制物資であるその生産又は生産のための原材料を従業員に現物給与することは、特写のないと認められる特殊な場合の外は、絶対に禁止する。
- (2) 企業相互間における統制物資のバーカーは、特別の事情ある場合の外は、全面的に禁止する。
- (3) 企業の自家消費分についても、右と準じて取締る。
- (4) 在庫物資を系統的組織的大追究し、在庫放出又は強制賣上の方法によつて在庫復興公團に一括集荷し、適正な用途に配給する。このため、然未の機械を一新する。

六、处罚の強化

- (1) 總合的取締によつて、車前後違反を防止することを屬撲滅の正道であるが、特に常習的な違反者に対するは、厳罰をもつてのぞむ。
- (2) 没収と関する各種の規定を改正して違反事件にかゝる物質の没収を本況に行なう。

第七、税進家の排除

- (1) 税家の建築制限指置の不備を点を改正するとともに、その取締を助成する。
- (2) 建築費の高騰を抑止するため、標準設計に対する標準履筋を改り

正当の理由なくして高額な建築費を要求する者に対しでは、これを暴利として取締る。

第四、取締体制の整備

- (1) 経済安全部の中、地方の監査機構を活性化に活動させ、経済行政の監査に全力を傾けさせ、特に官公吏の腐敗に対しては歴史的に対応し、刑事案件となるものは容赦なく告発し、刑事事件に至らぬものでも、経済安全部から主筋機関へ通告して適宜の処分を取る。あせる。
- (2) 経済监察官及び經濟監視官は、行政警察上の職務、検査の権限を持つ。

- (3) 経済裁判の行政方針と、經濟違反に対する取締方針とが表裏一体となるように、經濟安全部と檢察当局と連絡を密密にしめる。
- (4) 諸取引に対する全國各地の取締り、その重減や免融の度を日々うしめることのないように、計画的組織的で取締る。

第五、國民運動の展開

- 一、貧困秩序の確立は、全國民が一齊に協力して立ち上らなければならぬ力がかかることは困難である。政府は、次の方法により、若者、國民運動が展開されることを期待し、要望しがち支援する。
- (1) まじめな産業人の團体、労働組合、農民組合、文化團体等が中核となり、相互大團の構成を助け合いながら監視し合うこと。

(2) 消費者が、健全な生活協同組合、組織を奨励させ、團結して、國家の統制秩序の下に、自から正しい販賣に積極的に参加すること。
二、政府は、国民が、正しい販賣方法と正しい價格を常に知ることができるよう、中央地方のあらゆる機關とあらゆる方法とを使ってできるだけの宣傳啓發を実施する。

木材の流通秩序の刷新に関する件(案)

(昭和二二、八、二
経済安全部生産局)

流通秩序の確立に関する閣議決定に基づき木材の流通秩序の刷新について
は左記要領により即時実施する。

記

- 一 需要者割当証明書の有効範囲に関する制限を廃止する。
- 二 前号措置と同時に消費都市に於ける木材販売業者の生産と需要を仲介する需給調整機関としての機能を復活強化する爲めに販売業者割当証明書は縣外集荷に関しては前四半期又は前々四半期に於ける販売業者の需要者割当証明に対する販売実績により販売業者所在の農林省資材調整事務所長が発行するものとしその有効範囲は証明書記載の都道府県とする。
- 三 現在の生産状況及都市に於けるストックの充実は國る爲め四〇万石を目途として販売業者割当証明書を即時に発行する。
- 四 家庭小口需要に対する一口。五石の制限を廢し素材換算五石以下の微量需要者に対する販売業者より一定の販売業者より購入し得ることとする。
- 五 都道府県に於ける木材生産の実情と需要及集荷の不均衡を是正する

爲め農林省資材調整事務所長は經濟安定本部の指示に基き地方の実情に應じ需要者割当証明書を發行することが出来る。但し右の証明書は當該都道府縣内に於てのみ有効にして其の他の各割当証明に対し優先しない。

六、都道府縣外移出の木材に関する都道府縣林業会の認証は之を廢止して次の如くにする。

農林省は毎四半期毎に各主務官廳の需要計画に依り都道府縣別に縣内消費の割当を地方廳、農林省資材調整事務所長にする。久各割当証明による縣外移出については當該都道府縣の農林省資材調整事務所長の輸送證明により実施する。此の場合、縣外移出はその縣の供給量より縣内消費を差引いたものとする。

2

七、家族小口需要を廃止して其の他小口需要とし第四号無効需要以上の家庭小口需要及主務官廳の不明なる小口需要に対し農林省資材調整事務所長が需要者割当証明書を發行する。

八、需要者割当証明書の有効期間は翌々四半期未迄とする。

九、各割当証明書は發行せられた日より十五日以内に發行地又は現物化せよとする都道府縣の農林省資材調整事務所に希望の購入地、購入時期、購入する木材の樹木種、規格を届出するを要する。

一〇、農林省資材調整事務所長は前号の届出に対し所要の手配をなすこと。

セメントの生産及流通秩序確立に関する対策

(北洋や二課)

セメントの生産に関する品質、規格、石炭消費量等に付
する問題點から又之が流通に付ても製造業者、販賣業者及
需用者の各方面に於て横流し等間行馬の廻減、切符制の円滑
なる運営確保を要請されてるので左記要領に依り生産及
流通秩序確立を期すものとする。

セメント製造業者をしてセメントの品質、規格、石炭消
費量等に付一層の戒心と責任感を持たしめる。

現在生産されてゐるプラスター其他の代用セメントでポル
トランドセメント、クリンカーを含まぬものに付ては
之を指定生産資本たるセメントと區別する局、之が各器

にポルトランド・セメント・クリンカーを含まない旨を
標示せしめよ。

二 セメント製造業者に対するセメントの生産及出荷状況に
関する監察を強化する。

三 セメントの販賣業者中差し當り卸賣業者に付ては登録制
を実施し無責任なヨブローカー等に依る流通攪乱の原因
を除くものとする。

四 販賣業者をしてセメントの販賣契約、状況及び荷役状況
を毎月報告せしめることとして必要に應じ隨時其の実情を
査察するものとする。

五 工場駐在員制度を設け生産配給に関する監査の任に當しめる。

(1) 駐在員の設置反連用要領は概ね左に依るものとする。
（2）駐在員はセメントの品質、規格、生産、出荷反在庫数
量、石炭消費量等に付常時監査すると共に各種報告の
実施其他生産反出荷に關し必要な事項の調査及連絡
等に當るものとする。

(2) 駐在員はセメント製造工場に各一人宛てを配置する。
(3) 駐在員はセメント製造会社の職員中より之を選出し呈
出されたる会社以外の他会社の工場に配置するもの
とする。

(4) 駐在員は地方商工局の獨裁とする。

(5) 駐在員には駐在員たるの証票を携行せしめる。

大輸送證明制度を別途決定せらばたる所により実施輸送の
面よりする流通秩序確立を期する。
七、土建業者其他の需要者に於けるセメント受入消費状況を嚴
密に監視し需要者の面よりの横流、闇行馬鹿の余地
を無からしめる。

乃-⑥

22-12

流通秩序確立対策の具体化について
 (経安本企)

いうまでもなく、現内閣成立当時の日本の状況は、主鉱業生産は停滞乃至縮少再生産に陥り、原材料資材の在庫も次第に潤竭し、物資と賃金が悪循環をとおしてインフレーションは月々に昂進し、經濟、ひいて社会の秩序もまたに崩壊せんとする寸前にあつた。そして、その原因の最大のもとの一つが、基礎的な生産資材や、食糧その他的主要生活用品の配給と價格に広汎にくいこんざいる闇の横行にあつた。

この闇を撲滅し、賃金と物價とを安定させることこそ、凡ての施策の前提となるべきものであり、そのためには必要な

統制は果敢に強化してゆかなければならぬということは、國內における識者の一致した意見であつたのみならず、対日政事会における討論においても、この政策を新行する政府の決意が要請され、また、去る三月十二日附のマッソーサー元帥の書簡は、一矢の縱義をも許さぬ明確さをもつて、このことの必要性所以を指摘せらるたのである。現内閣が、組閣のとの日から連日策案に没頭し、責司令部の全幅の支持を受けて去る六月十一日國民に發表した經濟緊急对策いなが、流通秩序の確立を以て經濟危機打開諸方策の要であると述べたのも、全くこのような見解に基いたからに外ならないのである。

緊急対策の実施につき、責司令部が常に好意ある支援と助

言を與えられた、あることについては、我々は深甚の謝意を表している。

殊に流通秩序の確立については、七月九日附定S-5非公^天覚書で、詳細な具体的措置に及ぶ広汎な示唆を與えられた。その中には、①必要な配給公園と新設する所も有效かつ必要な方法の一であることが勧告された。我々は、この覚書の精神にそいつ、既往の経験をも十分に検討し、最も実際的かつ必要と思われる具体案の要綱を立案し、貴司令部関係官とも屢々連絡協議を行ない、貴方の了承と支持のもとに、去る七月二十八日の闘議で最後案を決定し、これを國民に公表することとし、直ちにそろ更に細部に当たる具体化措置の決定に努力を進めたのである。

ところが、この段階に至つて、我々は夢想だにしかった障礙に直着するに到つたのである。それ曰く、細部の留意を責司令部関係官と行合せる過程において、その具体的措置のよしあしではなく、既に承認を受けてある根本の方針そのものが認のがたいからという理由で、ほとんどすべての案件が留保され或いは否認されるという運命に陥つたのである。との最大のものが、公園新設の原則的な否認であり、その後生産業者、配給業者の登録制度、小口需要者の共同申請共同割当、産業團体の企業実情調査などの事項も否認された。我々は、できうだけの忍耐を以て、今日までかりかえし、我々の見解を詳細説明し奉つたし、責司令部関係官の意見に対しても十分の理解と検討とを行つてきた。

もりであり、こゝに改めて詳細な事務的説明を繰返すつむりはないが、今日においとも、なお、我々は、從来より我々の主張を全面的に撤回することを余儀なくさせざる十分の理由を發見できまじし、日本經濟の現状は、一月も早く既定の方針による施策の実行を要求してやると考えるので、こゝに特に問題となつてゐる公團制度をとりあげ、議論の焦点をもつしてゐる諸志について我々の考え方ところと率直に申し述べ、当官の大全局的な御判断を仰ぎたいと存ずる所である。

(1) 公團制度は、戰時中の最も非民主的な機關であつた統制会や統制会社が再現となるという点が、我々の知りえた反対理由の最大のもの一つであるようであるが、

3

れについては、我々は次のよくな見解を持つてゐる。

(1) 配給公團が、取扱物資の一手買取、一手販売を行なうという機能そのものは、たしかに統制会社と同一である。しかし、それは自ら割当する権限をもはず、また生産業者をも配給業者とも権威的に統制する権能を持たない点において、統制会とは全く異つた機能を與えられてゐる。

(2) 一手買取、一手販売を行なう機関を政府が作つて、それによつて配給を統制するということは、自此体としては全く技術的な問題であつて、その技術としてのよしあしは、日本經濟の現状が、かゝる技術的手段を必要とするかどうかによってきめらねるべき性質の

ものである。この点については、後に述べよう。かゝる技術的手段を採用した場合、それが戦時中の統制会社の復活とならかどうかという点は、専らその機関の組織と運営方法とによつてきまるのであつて、かかる技術的手段の採用自体によつてきまつてしまふものではない。

(3) 我々が新たに創設せんとし、また既に設置している配給公团制度は、次のような考慮が——責司令部の示唆、勧告及び承認に基いて——拂川北でいるのぞあつて、十分に産業の民主的運営を確保できるものと考えており、また政府としても、独占禁止法に示されていゝ精神にそつて、必要な場合には更に改善を加えるこ

とに何等の異議を持つて居らず、これによつて統制会社を復活せしめようとする意思あるかの如く解せらるることは、誠に迷惑に感じでいる。

(4) 公團は政府機關であり、その職員は政府職員であつて何等産業界においてありうべき独占的利益を代表し又は助長する余地はないこと

(5) 公團の設立、組織、運営、存続期間等は責司令部の指令によるもの以外は、すべて國会によつて決定されること。

(6) 公團は、当面の經濟危機乗り切りのための必要なみに基いて設置されるものであり、從つてその存続期限は、經濟安定本部と同じ短期間に制限されていろ

こと、この性格を明らかにするために業務実施上の不便を忍んでも、公団には固定資産を所有せしめないとになつていること。

(二) 公団は、自から割当、生産統制等の権限をもつものではなく、かゝる統制機能は別く別個の行政系統に掌どられ、公団自身は、それから発せらるる割当に従つて、單に一手買取、一手販売を行うにすぎないこと。

(三) 公団は、民間資金を利用することを禁ぜられ、また民間金融に入りすることも禁ぜられ、一産業界と必要以上に接触することをさけるようにしてあること、かかる公団制度を設けても、内閣の更迭によつてそ

の運営方針が変更される虞れがあるといわれているようであるが、公団は、国会と國民との監督のもとに活動するのであって、政府の更迭によつてし、その性格の根本は何等の変更をも生ぜしめまいと考える。

(二)

更に根本的な反対理由の一つとして、現在の統制には、割当切符制だけでは十分であり、公団のような一手買取販売機関は必要でないといふことがあげられてゐるようになります。この点については、既に再三説明してあるのであるが、我々の見解を要約すれば次の通りである。

a (1) 基本的を統制手段として、消費割当制度、及びこれに開辟する、割当切符の発行、切符の還流に相應して物資が流れることによる間接的を配給統制、という一連の手段が、多くの物資について有效であり、政府の干渉をできるだけ経済的に制限し、自主的な産業活動を助長する上からいっても、

ができるだけこの方法で統制を実施したいという方針には我々も何等異るところはない。

しかし、この方法による統制は、次のように多くの問題を伴つてゐる。

(1) 割当制によつては、物の流通そのものは間接的にしか統制できない。従つて、例えはリンク物資の適時の配給、災害用の特配といふような操作や、多數國民に平等に配給しなければならぬ被難者を配給操作は、自信を以て期待することはできない。

(2) 割当切符制だけでは、流通過程に闇^ア口^アが介入してくることを有效地に防止できない。

(3) (4) 配給業者の手許在庫が豊富であり、又輸送力大いかなる地からいかなる地えの輸送を即時に引受けられ程の余裕をもつてゐるといふ條件がないかぎり、物資など消費者へも円滑に流れるとということは期待できない。わが國の窮迫した現状では、地域的偏在や、時間的の伸びはどうしても一部さけえないのであろう。特に経済的に力の弱い中小企業その他の消費者は、常にかかる場合の犠牲者となるであろう。

(2) 則當切符制度の改善とその励行については、從来の努力の足りない町は真剣に検討してゆくつもりである。しかし、その制度自体が本質的に持つて

いる制約は当然予見されるところであるし、また支那事変以後の我が國の經濟統制がはじめは割当符制でスタートしたものだが、どうしても不十分なために統制会社制度に移行したという経験によつても、すでに十分に証明されてゐる。
そこで我々は、基礎的な生産資材や、主要生活用吊り、どうしても國家が責任をもつて既終を確保しきければ、經濟の秩序ある運行と、社会秩序の維持が不可能だと、う特に徹底した統制を必要とするものについては、公團制度を抜表しなければならぬと感じていらうのである。

割当切符制は実行容易であるに反し、公團制度

は複雑である。だから前者を完全にやれないと、後者をやるのは逆だという議論もあるようであるが、統制技術という観点では、むしろその反対だと我々は考える。唯國家の干渉の度が高ければ、できるだけ最少必要な限度に制限したいと考えるだけである。いわんや割当均等化で、複雑な取引について一々統制を施行しようとなれば、結果必要以上に多數の警察官と罪人と刑務所を作る結果となり、いざれが果して自由にして民主的な國民生活を育らすものであるか、疑問をもつたのである。

(三)

その他の反対理由として、次に述べるよういくつ

一つのものが挙げられていうが、いづれも未梢的で、特に公團制度そのものの可否を決定するものではない。
a) 財政の点から、公團出資金が之をいいという二点。これは、現実に民間資金として動いているものが財政資金に振りかかるだけのことであるから、从此に過渡期に財政赤字となつたとしても、國民経済的には十分カバーできる。

b) 公團の増設により官吏の不正事件が増加するということ。これは巷間誇大に宣傳されているが、かりに極く一部にかかることがあつても、公團設置により防止できる間にくらべれば遥かに少ないものであり、また公團職員や政府官吏の不正は

c (3) 農業の間行雇に比して格段に取締りが容易である。こと、この反対意見は我々も常に耳にするが、されど公團制度の実施により不正利得の機会を失う業者の利益を巧妙にカモフラージして代弁しているというのか大部分の実相であり、眞面目な農業人や、特に中小農者は、決して反対でないばかりではなく、むしろ積極的に公團の出現を希望している。

d (4) 一部の官吏が、自己の将来の就職の場を作るため、公團を積極的に主張しているところだ。

これに至つては全く反対せんべための反対であつ

てかかる疑問があるならば、必要な就職制限規定を設けても何等差支ない。

以上公團制度について、我々の見解を要約してお述べた。

他の問題につけても、これと同様の説明を十分用意しているが、これは別の機会にゆづりたい。いつれにせよ、我々は、從来我々の耳にした反対理由について検討してみても、我々の見解、及びこれを承認し支持した嘗ての貴司令部の見解を改めなければならぬ等の合理的な理由を發見できない。我々は、貴司令部の承認をうけて國民に發表した流連成序確立対策が、我々の納得しえない理由によつて、全面的にくつ伏えることとなるならば、單に國民に對して虚偽を約束した結果となつて政府の立場を著しく困難なものに

するばかりでなく、今後の経済危機打開についても要めの対策が骨抜きになつたことによつて、全く施策の効果に対する自信と責任とを喪失せざるをえまいのである。更に、かかる事情によつて今回の提案が拒否された場合には、既存の公團そのものについてすらこれを軽視する風潮を生じ、現在以上に事態は悪化することとなるであらう。我々は、マッカートニー元帥から与えられた書簡とする最近の責司令部開原官の異議との間に立つて、その去就に迷うものである。顧くは、貴官の聰明と、大局的判断力によつて、我々伏自信と責任とを以て進みうる途を示されたいと存する次第である。

企業における統制物資の現物給與、自家消費及び
バーカーの禁止等に關する措置要綱へ案)

三三九九
生活物資局

流通秩序確立対策要綱に基き衛物資の出所を用意する
ため、統制物資につき、企業の行う従業員に対する現
物給與、自家消費、バーカー等については、生産計画數
量の完遂を図り超過増産を抑制するため必要なる特別の場合を除く外これを嚴重に禁止するものとしつきの措置を
とする。

一、企業が、統制物資であるその生産品又は生産のため
の原材料を従業員に現物給與することは、二に掲げた

場合において三に掲げる條件に該當するとときはこれを
水を禁止し違反者に對しては、現行法規の適用を嚴格
に行ふと共に遠々に必要とする法規の制定又は改正を行
う。

金葉において技術の改善、原燃料の使用管理の改善等により、中央割当廳が定めろ。

(二) 当該企業について一般的又は専別的な製品単位当
りの原材料割当基準量(原單位基準量)より少い原
材料で品質及び規格に適合する生産品を製造した場
合であつて割当額が企業ごとに二つを確認して許可
しに数量の範囲内において行うとき

(三) 斯商店内における合理的生産計画数量を定め、当該期の生産量が著しく生産計画数量を超えた後の後における生産計画の達成に支障がないと確めた場合において生産計画量を超えた生産数量中割当権が許可した数量の範囲内において行うとき。

(四) 経済安定本部総裁の承認を受けて中央割当権が定める重要な物資について、特に緊急生産を要する場合において労働の生産性を高め、生産計画の完遂を図るため、中央割当権が経済安定本部総裁の承認を受けて許可したとき。

(四) 経済安定本部総裁の定めた配当割合に従り配給に肉し権限ある主務課長が、企業の従業員に対する企

業の生産物を特別に配当した場合。

(五) 企業の経理状況が、現物給與を必要とするに認められること。

(一) 割当廳は現物給與の数量をつきの基準により許可しなければならない。

(ii) 従業員一人当たりの現物給與数量は、その従業員又はその家族の完全消費となり横流れしないと認められる数量の範囲内。

(iii) 同種め従業員に対して一般的に配当せらるる基準数量に相当する数量の範囲内。

(iv) 従業員の増産意欲を昂揚し原燃料の従販を防止し生産品の減矢又は紛失を無からしめる効果があ

ると認められること。
(二) 企業は、割当廳の定めるところに従い、現物給與許可証の交付を受け且つ現物給與の状況を明かにした帳簿を常時の工場事務場に備え置き隨時監査を受けることができるようにする。

(三) 現物給與許可証の有効期間は三ヶ月を超えることがでさない。

(四) 企業が行う統制物資の自家消費についても一月至三に準じて取扱う。

(五) 右措置に伴い、割当廳は、左の措置を講ずる。
主要な原材料及び生産品について、迷かにできるだけ広くその原単位基準を定める。

(二) 原材料の割当に際し、その用途指定を行う。

(三) 原材料の割当に當づては、企業ごとの生産計画を合理的に樹てこれを明かにする。

(四) 企業の生産品の生産数量及在庫数量及び原材料の在庫数量及び消費数量等企業の生産の実体を把握することに努め、必要な報告を微し、調査をなし、又必要な試験、書類の備え付けを行さしめる。

六 統制物資の販売業者は、配給割当公文書により自己が消費するため割当てられた数量以外にその取扱う統制物資を使用、消費又は貸與することができないことをとする。

七 他の企業の生産品である統制物資を現物給与するこ

とは絶対に禁止しその取締を徹底する。

八 企業が自らの生産物を自家消費しうるのは、政府が割当する場合その範囲内でこれを行うものとし、政府割当以上の消費は絶対に禁止する。

九 企業向において統制物資をバークターすることは全面的に絶対にこれを禁止し事実上バークターとなることも、生産上の必要のため政府が割当する場合の外は絶対にこれを行はし、その取締を強化する。

一〇 なお右の措置に脚解して左の措置を併用せ講ずる。
(一) 統制物資の性質上企業が現物給與又は自家消費に使用し得ないものを生產してみる場合については、特に經濟再建上必要なものに限り且つ生産計画の達

(二)

成又は超過増産のため必要な場合において従業員に対する別途機械貨物資のリンク配給をできるだけ拡大標準化する等の措置を講ずる。
最終消費者個人間に於ける消費戦バタードでござるだけこのを抑制し公益的な交換斡旋施設の普及利用を図る。

リンク制の拡大及び計画化に関する
措置要綱

閣議決定

流通秩序確立計策要綱に基く重要物資の生産を刺戟し
その公正な出荷、輸送を促進するためのリンク制の拡大は
指定配給物資及び指定生産資材の総合的本需給計画に従い
労務用物資の割当及び配給に関する基本方策及び基本計画
に即し纏ねつきの要領によりてさるだけ総合的且つ計画的
にこれを行う。

(一) リンク物資及びリンク物資の配当を受けた者の範囲
(二) リンク物資の種類はリンク物資の配当を受けた者
が作業及び生活上必要とする指定配給物資及び指定期間

一、産資材中からリンク制の目的達成上效果があると認め
られるものにつき、食糧、作業用品、生産資材、嗜好
品又はその他の物資の中から選定し、且つ必要ある程
度止める。

(二) リンク制の適用は産業の復興及び民主の安足上最も
重要且つ基礎的生産業であつて生産、供出、輸送に
ついて國家計画の樹てられてゐるものに從事する者に
ついて、これを行うこととし、差当りつむの者につき重
支を置いて速かに実施する。

(1) 米・麦・いも類、雜穀の供出をする生産者につき
作業用品、生産資材嗜好品など

(2) 炭鉱における坑内夫、坑外夫及びその家族につき

嗜好品・作業用品・食糧など。

(1) 鮎奥介の出荷をする漁業者につき 生産資材・食糧・嗜好品・作業用品など。

(2) 新炭の供出をする生産者につき 食糧・作業用品・嗜好品など。

(3) 蔬菜の供出をする生産者につき 食糧・生産資材・嗜好品・作業用品など。

(4) 経済安定本部總裁の定める重要な物資を輸送するトラック運送業者につき 漢字用資材など。

右の外必要に応じてリンク制を適用する範囲を拡大する。

(5)

リンク物資の数量は リンク物資の需給計画上による。

ク物資の配当を受ける者の然事する業種に対する配当、宣の範圍内においてリンク物資の配当を受ける者の從事する業種及びリンク物資の性質に應じて、不さうだ外リンク制の目的達成上效果があると認められ且つ実施可能程度までして定めるも觀な生産資材及び作業用品については原則として全部を その他の物資については適宜これをえてることを目金とする。

返戻物質を利用して得るものにはこれを優先的によりリンク物資として利用するものとする。

二、リンク物資の割当

(一) リンク物資は原則として各リンク物資の配当を受ける者について、予め時期及び比率等を考慮して決められた標準にて、生産・供出又は輸送の量によりリンクする一定の標準にて、生産・供出又は輸送の量によりリンクしてこれを割当することとし、その需給計画上の供給力の関係上、リンク物資の配当を受ける者全般に亘りこれを割り当てることが困難な物質については、適き範囲内において、実数制の採用又はリンク物資間の代替割合とするなどを考慮する。

(二) リンク物資の割当に当つては、リンク物資の配当を受け者の生産・供出又は輸送による責任量をできるだけ科學的で、次第しその責任遂行の度合にリンクして割当量を加減するものとする。

(三) 右責任数量は原則としてリンク物資の配当を受ける者が生産・供出又は輸送する物質の数量につれて、リンク物質の割当を受ける者の個人につきこれを定めるのも個人別に定めることができないのは工場・事業場又は作業集団ごとにこれを見めることがあるものとする。

リンク物質の割当計画及び割当の標準はリンク物質の配当を受ける者の従事する業種につき一ヶ月間ごとに經濟安定期本部總裁がこれを定めこれを基にして各リンク物質の配給に関する権限がある主務大臣がこれを実施する。

前項の主務大臣は、その実施に当りリンク物質の配当を受ける者の從事する業種の生産・供出又は輸送

大閑して権限がある主務大臣に十分協議しやの要請を應して円滑を実施を図るものとする。

右の要請は、リンク物資の配当を受ける者の從事する業種の生産供出又は輸送に關して権限がある行政廳が生産供出又は輸送の成績を確認したる類によりリンク物資の配給に關して権限がある行政廳に付してリンク物資の割当を要請することによつて行うものとする。

(四) リンク物資の割当は、指定期給物資配給手続規程及び指定生産資材割当手続規程に基づいて原則としてリンク物資別々各リンク物資の配当を受ける者ごとに配給割当公文書によりこれを行う。

三

(a)

リンク物資の割当計画の数量、時期及び比率一はリンク物資の配当を受ける者の從事する業種の生産供出

スは輸送計画と共に公表するものとする。

リンク物資の配給、備蓄及び輸送

(b) リンク物資の配給は、指定配給物資配給手続規程及

び指定生産資材割当手続規程に基く当該物資の配給に関する法規によりこれを行ふ。

リンク物資の配給、備蓄及び輸送

（c） 特大リンク物資の計画的にして確実な配給を実施するためでの必要な数量を備蓄・輸送することを努めるものとして、その機関としてリンク物資につき特典の政財機關が公のものかつては差当り必要な機関にて産業復興公團を活用するものとしこれがため必要な機構の

整備及び融資等の途を速かに講ずる。

(三) リンク物資の配給に關し権限のある主務大臣はその配給を計画的に実施するため必要な應じ生産者又は販売業者に対し譲渡の制限又は出荷の命令をするものとする。

(四) リンク物資の輸送については特に適期用滑走輸送を行ふため必要な措置を講ずる。

四 リンク制実施の推進及び監査

(一) リンク制に関する計画の確実且つ円滑な遂行を図るため經濟安定本部公安部内閣通商局の外関係廳、關係團体の代表者及び學識経験者から成る推進委員会を設ける。

(二) リンク制に関する計画の実施状況を絶えず監査する。

補 考

一 本指置は昭和二十二年産米及び甘藷の供出に關するものから実施するも他のものにつけてもできるだけ速かにこれを実施する。

二 生産企業について、できるだけ科学的な能率判定基準を作成し、資材の割当と生産品の実績とを常に照合するこゝ大努め、生産品の生産又は出荷へリンクして次期における資材の割当を停止又は削減するなどの一段的措置については別途措置するものとする。

ため特別の措置を講ずる。

一 鉄鋼の流通秩序確立に関する対策(案)

(二二、一〇、一〇)
経本生産局金属課

鉄鋼需給状況の実態を常時把握し横流し自家使用及販
租附契約等の闇行為を完封し各需要部門に対する配給を迅
速確實に行ひ以て鉄鋼の使用率を百%可能ならしめるため
流通秩序確立対策要綱の主旨に基き鉄鋼は公團方式により
之が配給の完璧を期すべく着々準備中の廻諸般の情勢より
して鉄鋼既給公團の設立困難なるを以つて右に代るべき措
置として物資の所管官廳たる商工省内に官制による鉄鋼需
給委員会へ中央鉄鋼需給委員会及地方鉄鋼委員会改稱へ互
設置し、之水運営により鉄鋼の流通秩序の確立を期するも
のとする。

- 一 現行の切符制度にては主務官廳別発券状況の実態把握
困難を不を以て一元的に委員会の管理下に置き切符は小
切手式とし超過発券など様嚴重なる発券管理を行ふ。
- 二 鉄鋼は品種規格寸法多様多岐にしてその種類は普通鋼
々材の外にても二千種以上に及ぶを以て生産割当の枠内
に於て一元的な生産連携に基いて需要を基礎とせる計画
生産に依り需給の調整を図らざれば生産と需要が合致
せざるを以て鉄道、造船、自動車、石炭、肥料及第二次
製品用材料等、計画の大口需要は期別割当の範囲内に於
て切符添付の上委員会に発注内容を提出せしめ小口需
要については委員会の指定せる販売業者經由発注内容を
委員会に提出せしめる販売業者の指定方法については

別途定めらる

三 委員会は右の発注需要明細表及製鉄工場別生産割当を勘案し工場別、品種寸法別、扱問屋別注文量當を決定する。

四 製鉄工場に於ける圧延並に出荷に關しては中央に於て決定せる計画に基き地方需給委員会の指示より行はせらる。

五 顧客業者より出荷せらるる小口需要については毎旬出荷計画表を作成し委員会の承認を得たる上現岳を出荷せしめる。

六 使済切符は現行の逆流制度を改め製鉄工場及販売業者より月別部門別出荷報告提出の際完納分切符を委員会に提出せしむる。

七 特殊物件及廃退蔵物資の配分についても委員会の管理下に置く。

八 製鉄工場より需要者へ直送せらるる所謂小口需要の荷物については地域別に委員会の管理仓库を設け製鉄工場より右仓库に一括輸送し(四)の承認により出荷せしむる。

10-9
76

21
扶綱二次製缶流通秩序確立等につけて

(昭和二年五月原稿)

扶綱二次製缶於ける流通秩序の確立は同社家要綱に於て、
種々方策を樹て実施中不外所ば尚處その実現を期して居る
ので總括的に左記大綱に依りて詳述とし次へ

一、生産開発

扶綱二次製缶の生産及る販賣の入手不円滑は、生産
計画に多大の影響を及ぼすに以て、現在の自由競争
に於ける森林の取得を改め、すべく半成品化とし、必要
あればメカニカル運搬に依り、履歴の行とす。

(一) 線材関係は、次未より豆鉛板、ドラム缶、五ガロン

缶、磨帶鋼、鍍缶について、は着半期より半成品板と

して実施セリ。

(二) 生産原單位の數正化に依り算出され乍副資材の確保
は、素材に次ぎ、必要缺くべからざるものに付き、總
対確保が必要である。特にコータス、電力等付では、
常に生産上重大支障を来たして居る為め、非常存石努力
を要する。

(三) メリカ手持素材に依る増産を各期初の総合検討
し、妥当と認められるものに対し、所要副資材を
割当て、裏面に附録計画を繰入する。
ヘジヤヘリ、スコッブ、高圧空器、粉碎ボトルサクラ

実施中)

大、素材配当率内に板及管加工、要件以上は、原點とし
て認めず、当被期初より、製造リニケ製品、發售
するものとする。

尚需要素を持資材其他のものを除す、貨物にて必要とする
ものは、鐵鋼、火災、水、電気、空氣、工具、機械、備品、消耗品
実施するものとする。

5. 生産割当方法

- (1) 生産稼動設備能力、生産及出荷能率、製品の良否
を勘案し直張内に割当る。(實在実施中)
- (2) 各人一カドは、鐵鋼、火災、水、電気、調整、報告資料を提出
しなければならぬが、理由なくして、報告せぬ時は

割当を停止する。

6. 企業整備の問題

現在メカニカルにして、割当を受けない所少工場は相当多數あるが、ある一定の標準に依り、企業整備せしめ合理的な工場を新設採用せしむる必要がある。

二、販的並に統制廻転

1. 特殊事情のあるもの（金剛、製錬鉄鋼等）を除き、是生産資材とする。

2. 各品種たゞ村々で販賣業者の確定を行ひ、指定販賣業者のみ標示及び公表を行はせらる。

3. 鉄鋼ニ次製品の卸賣及小賣販賣店は商工省より之を許可せらる。

(1) 鉄鋼ニ次製品の販賣は仰々より特典を受けたもの以外に賣ることは出来ない。

(2) 販賣業者は、其社證明書は地元約定後受取る場合のみ割当てる。

(3) 指定販賣業者は毎月二〇日迄に入荷量及び販賣の実績へ各部門別、発券券号入にて商工省に報告しなりればならぬ。理由なくしく、報告に次第内は、指定を取消すものとする。

別紙

鉄鋼二次製品変形加工要領

鉄鋼二次製品変形加工の取扱い外では鋼材車両走行類へ二

二、七一経本発しに拘りらず左の手順とする。

(一) 委託加工とは原則として需要者の要請又は内子変形

加工をさう。

(二) 需要者所有の鋼材を交換し鉄鋼一次製造工場にてす

る場合は次の手続を行ふ。

(1) 委託加工を希望する需要者は鋼板形状にて依り加工

工場を所管する商工省へ委託加工承認申請書を提出す

る事

(2) 商工省は右申請書を審査後該上級委員会に付属

- (1) ものに付へて毎期呂種別委託料の二分画別紙(ニ)を当該期開始一ヶ月前より商工省磁山局へ提出する。
- (2) 商工省磁山局は經本と協議して基本計画を調整の上右計画の範囲内で毎期商工局別委託料の料を算定し各商工局へ通知する。
- (3) 商工局はその所の範囲内で正味生産計画を阻害しない事を條件として粗々の申請に付て之を承認する。此の場合需要者に於しては委託料又は承認書及び指定生産費計算表並当社用書を発券する。
- (4) 右の証明書には必ず委託加工全員旨又は委託加工工場名を明記して運輸の用意と区别する。
- (5) 西ヨリヨリ且右輸入等に依る料の委託料はカウペ毎方。
- (6) 期別に一炭の計画の樹立が困難であり且燃料、副資材を必要としないものに付ては各商工局は正味の生産計画を阻害しない範囲内で之を承認する事が出来る。此場合は直接に於て直ちに商工局に報告する。本省は其の実績により之を調査する事が出来る。
- (7) 前項各商工局の件に當つては本省は必要とする燃料、副資材を核算して之を各商工局に配当する。
- (8) 各商工局は其の範囲内で加工二場に付し既当該表をす。
- (9) 需要者が委託加工するときは原則として一〇%トニ〇%の供出をさせる。
- (10) 右の供出量は商工局地方灰層の採入量を以て要れ。

庭じて割当を考へることが出来る。

皮革の生産及び流通秩序確立に関する対策要綱

昭和二二、一一四、經濟安定本部

皮革の生産及び流通秩序に關しては、想戦後甚しく混乱した時物資需給調整法指定生産資材割当規則等の施行後に於ても、其の秩序必らずしも適正なりとは認められぬ試験に在る。斯くては原皮の供給の極度に不足せる現状に於て、業用として、生活少需品として、或は輸出用として重要な皮革製品の生産を確保し配給の公正を望むことは不可能での因るため、記对策を定め、関係各省の所管、責任を明確にし、需給の逼迫が一層助長されるのみであるから之が是正をするべくに經濟安定本部を中心として各省の事務の連絡を密密化し、以て皮革の生産及び流通の全過程を通じての適

23

正なる秩序を確立し其の健全なる運営を期するものとする。

第一、原皮閑保記

一、厚生省は都道府縣の屠畜検査員に對して屠肉と同様原皮の検査監督權を附與、原皮の屠場内外の生産へ斃獸の場合を含む一及び引渡し数量を常に把握して毎月其の都道府縣別、種類別（牛、馬、羊、豚等）実績を翌月二十日迄に經濟安定本部に通知すると同時に農林省に通知すること。

前項斃獸の場合はその所有者よりの届出を嚴守せしめ原皮の引渡しに付常に監督し得る如く措置すること。

二、農林省は都道府縣の資材調整事務所をして原皮販賣業

31

者より報告書とりその集荷数販賣数及在庫数を常に把握せしめ毎月其の都道府県別、種類別実績を翌月二十日迄に経済安定本部に通知すると同時に商工省に通知すること。

三 農林省は厚生省と連絡し毎期の初まる二ヶ月前迄に其の期の原皮集荷見込数を都道府県別、種類別に調整の上、経済安定本部に通知すると同時に商工省に通知すること。
四 商工省は毎期経済安定本部の決定する原皮の都道府県別、種類別割当計画に依り需要者へ鞣製業者一に対し事業者別、工場別、購入地域一都道府県一別、種類別割当を行ひ需要者割当証明書を発行すると同時に農林省に其の内訳を通知すること。

前項需要者割当証明書は原皮一枚に付割当証明書一枚発行を原則とするが其の必要がないと認められる場合は適宜某皮の数量を取繰めて券券することが出来るものとすること。

五 農林省は生産原皮の種類に適合する需要者割当証明書販賣業者の手元に無い場合に限り原皮の引渡しの迅速円滑を図る爲資材調整事務所をして毎期経済安定本部の決定する原皮の都道府県別割当計画の一割の範囲内に於て原皮販賣業者に対し販賣業者割当証明書を発行せしめることができるものとすること。

前項により販賣業者割当証明書を発行したときは農林省は毎月そゝ内訳を経済安定本部に通知すると同時に商

工省に通知すること。

第一項により販賣業者割当証明書を発行したときは販材調整事務所は発行の翌月末日迄に当該販賣業者をもと当該割当証明書によつて入手した原皮を需要者に譲りしめ、その販賣に引換えて取得した需要者割当証明書を提出せしめる要すること。

六、商工省は鞣製業者をして毎月販賣業者に預託した需要者割当証明書の預託先別、種類別数量及び販賣業者より購入した原皮の種類別数量をその販賣業者を管轄する販材調整事務所に連絡せしめる様措置すること。

七、商工省は毎期経過後需要者割当証明書の現物化の状況を調査し經濟安定本部及び農林省に通知すること。

八、厚生省は屠畜検査員として屠場内外に於ける生産一覧の場合を含む原皮の引渡しが割当証明書と引換えに行わるべきことを監督せしめると共に生産者受取った割当証明書には必ず認証を行つた上販賣業者割当証明書には付ては之を販材調整事務所に、需要者割当証明書に行はれ之を販材調整事務所経由商工省に送付せしめること。

九、農林省は販材調整事務所をして五の第三項により販賣業者より受領した需要者割当証明書に付し之を前号に依り回収した販賣業者割当証明書と符合の上其の旨を記入し商工省に送付せしめること。

一〇、厚生省は密殺の取締を強化し違反者に対しても厳罰主義を以てのぞむこと。

第二 草及び革製品関係

一、商工省は鞣製業者の革の製造、販賣、自家使用を含む
及び在庫の状況を常に把握し、毎月其の種類別、規格別
(クローム甲、又々、千ヤリ等) 実績を翌月二十日迄に
経済安定本部に通知すること。

前項の実績には輸、販、及びトコによるものを含むものとする。

二、商工省は毎期の初ヨニ二ヶ月前迄に其の期の革の供給
見込数を種類別、規格別に調査の上、経済安定本部に通知
すること。

三、革の需要主務官廳は毎期経済安定本部の決定する革の
製造品目別、種類別、規格別割当計画に依り需要者に付
すること。

し事業者別、工場別、製造品目別、種類別、規格別割当
を行ひ需要者割当証明書を発行すること。

四、主務官廳は毎期経過後需要者割当証明書の現物化の状
況を調査し、経済安定本部に通知すること。

五、主務官廳は革製品製造業者の革製品の製造、販賣及び
在庫の状況を常に把握し、毎月其の製造品目別実績を翌月
二十日迄に経済安定本部に通知すること。

六、指定生産資材たる革製品の主務官廳は毎期経済安定本
部の決定する革製品の需要部門別割当計画に依り需要者
に対し需要者割当証明書を発行すること。

七、指定生産資材以外の革製品については主務官廳は三つ
運用に依り生産の確保を図ると共に製品の円滑なる配給

きなし得るが如く措置すること。但し指定配給物貢配給手續規程に依る指定配給物貢たる革製品に付いては同規程に基く規則の公布施行後は其の定むるところによるものとすること。

第三 一般事項

一 本要綱は第三、四半期より之を実施するものとする。但し原皮の割当証明書に関する事項は十二月一日より本要綱によるものとし、同日以前に発行せられた割当証明書は左の取扱いによるものとすること。

(1) 販賣業者割当証明書は十二月一日以後は之を無効とし、農林省は資材調整事務所をして急速に之を回収せしめるること。

5.

(2) 需要者割当証明書は十二月一日以後は需要者が販賣業者より原皮を購入する場合に對してのみ有効とすること。

資材調整事務所は販賣業者をして前項に依り取得した需要者割当証明書を提出せしめ之を商工省に送付すること。

二 本要綱の実施に先立ち原皮の流通を円滑ならしめる過渡的措置として商工省は經濟安定本部が別に定める数量の範囲内に於て鞣製業者に対し原皮需要者割当証明書を予め發行し得るものとする。

前項の需要者割当証明書は十二月一日より有効とすること。

三、需要者割当証明書の有効期限は凡て一ヶ月の翌四半期末日迄とすること。

四、原皮の販賣業者割当証明書の有効期限は発行の日より二週間とすること。

五、本要綱実施の爲必要とする生産業者又は販賣業者より提出せしめる報告に付ては主務官廳は臨時物資需令調査法及指定生産資材割当規則等法令の定むる所に依りや否や実施するよう措置すると共に報告の正否を調査する爲め時臨検々査を励行すること。

前項の敬古に關し懈怠又は不正の事実のあつた場合は法令による制裁の外主務官廳は資材の割当を削減し又は停止する等必要な措置を講ずること。

六、内務省は經濟安定本部及び関係各省と密接な連絡を保持し常に流通秩序、嚴守に付き之を監視し違反者に對しては投擧主義を以て之に當り其の実施状況を經濟安定本部に報告すること。

昭和二年一月二十八日開議

流通秩序確立に関する関係次官会議の設置並びに運営要領へ參入

一 現下の困難な経済事態に対処するためあらゆる経済施策の強力を推進が必要であるが、流通秩序の確立は、その最も重要なものであることを再確認し、これが具体的な施策の確実なる実行を徹底的に推進するために左の構成を以て関係次官会議を設ける

会議長 西尾官房長官

(副議長) 滝川官房次長

永野経本オ一 副長官

田中シキミ 副長官

鈴木内勢 次官

池田大蔵 次官

佐藤司法 次官

辻山農林 次官

岡松商工 次官

佐藤運輸 次官

鈴木通信 次官

吉武労働 次官

尚本会議にはオグザーバーとして副知事又は經濟局長の参加を求める。

二 本会議は所謂お座なり式の懇談会や連絡会に留まることなく、問題をあくまでつめて、具体的に施策の成果をあらることを期す。

- 三 本会議の当面の努力は生鮮食料品の確保に関する各般の施策の確立に集中する。
- 四 本会議は議長の招集により隨時開催することとし、会場の場所は総理官舎とする。
- 五 本会議の議事の記録整理等の庶務は当分の間経本生告物資局において担当する。

第一序

流通秩序の再確立について（未定稿）二二・一二・一

22.12.6.℃
TV-7

流通秩序の確立は経済安定のがたみであるが、本年七月二十八日閣議決定の上政府が発表した流通秩序確立計画要綱は種々の事情によりて、実施が遅延し或は未だ実現出来ぬものもあり、又火災に罹された事項についても、定期の成果に十分に挙げていなゝものもあつて、樹からず国民の期待を裏切つた。

然しながら、物價、賃金の安定と、これを基礎とする生産輸出の振興、国民生活の安定はこの流通秩序の確立を前提としなければ、到底実現すべきことは自明の理である。日本政府としては、既往の実績にも歎し、熱と想を新たにして流通秩序の確立に邁進したい所存であるが、司令部として十分の理解と援助を與えられたい。而してその爲における事態の進展は流通秩序の再確立を進めて困難とする様のような事情があるふとに十分の留意をお願いする。

22

- (1) 国民は一度政府の流通秩序確立に関する約束の実現振りに失望感と相当蒙っているので、どの國民心理と再び強力に引寄せた。には、今後どう、何が施策方迅速に実行に移され、具体的成果を挙げなければ不可能であろう。
- (2) 國經濟の範囲の拡大と浸透は、インフレーション進行との同意語でありそのの如きものであるが、七月以降もインフレーションは日々に進行し或はその強い要因が新たに発生している。例えば巨額の追加予算の編成、労働者、官公吏の情上交渉、極度の悪化不足等である。
- (3) 警察制度の根本的改革に開墾して、經濟警察制度も根本的に改革される」ととなつたが、その実行が未だ見透しがつといけない。他方既に現在の經濟警察官の活動は月末、身分證の不安から消極化したと見受けられる点もあるが、この狀態は新機構の活動が軌道に乗る迄の数ヶ月の間連續するものと予想されるので、この期間取締活動の活動に逆比例して商人の活潑化も、正常な經濟活動を一層妨げる、と考うう。

10-5
29

第二 割当切符制度、主として指定生産資材に因する割当切符制度の再検討

(1) 現行制度の欠点

統制会社の解散、産業団体の開鎖機関指定、企業許可制の撤廃等によつて、生産及び配給の分野は自由競争が広泛に導入されることとなつたが、日本経済を極度の歎え經濟の現状から一日も速かに脱却さむためには、主要生産資材、消費財についても最重なる配給統制を実行する必要があるが、その技術的方針としては時定の限らぬ品目について配給公團の設置が認められた外は、割当切符制の適用のみが許されば殆んど唯一の方法である。然るに現行の割当切符制は実際運用の結果、次のような欠陥を生じてゐるので、統制目的を確保するためには、何等かの改善、枚有措置を必要とすることが判明した。

2. 植類、規格の複雑な物質については、需要と生産を同一の合致させることができないために、切符の規物化が著しく遅れる需要者、生産者の双方が困つてゐる。

2

ガ露等者及び販賣業者は生産業者の生産余力を熟知しないので、切符が一部生産者へ漏れてしまふ。

3. 不いき需要者、比較的の生産者や有力販賣業者との利害が深いつので、切符の規物化が一般より遅れるが、小の需要者ばかりの利害を特にねりて切符の規物化が進んでゐる。

4. 需要者は切符を規物化するため、販賣業者を通じて生産者と直接取引が許されてしまうが、地方公定価格は生産者販賣価格、卸販賣価格と段階的に差が大きくなるので、生産者は逐次直轄販賣の分野を広げつゝあり、販賣業者の没落を免れつつある。

5. 行政官庁とりづけ切符の規物化の状況と一確に連絡し把握する方法がないので生産の障害、製造出荷の推進を適正に行は得ない。

6. 公害対策となる必要な物費を適切に確保する方法として不十分である。

8割当切符の超賣發券が行められてるば、有効空防工相置が講じてある。
左浮遊刃防が當に發生して、新規切符の理則化を導かせてある。

し生産業者に計可る原材料の割当について、十分合理的な基準が定められて、各
ので、前記(1)は実績基準、設備能力基準が偏重されて、新規企業を抑壓し
或は、三率基準と阻害してある。

生産業者は行政官庁に対する協力によって、比較的実情に即した修正割当が
確保され、利便もあつたが、産業団体が開鎖機関に指定されれば、行政官庁が
全責任として企業の実態の調査と之に基く適正な割当事務を行ふねばならぬが
要員の足りず相当の困難がある。

1) 割当切符制度の適用が割一的、形式的で実情に即きぬ点がある。

(2) 前記欠点の補正策

景況回復政策は、統制確保の有効な方法として、基礎的な生産資料等につい

て配給公團割度の通用を提案しつけ、配給公團割度は極めて限らぬに少數の物
内しが通用を認めなし、旨の司令部の方針は変更されど承認しないので、之に代
つて定のより一方策で不完全ながら現行割度の欠陥を補正することとした。

2) 給付調整協議会の設置へ欠陥の対策

鉄鋼、瓦礫の如き需給調整の複雑困難を物資供給にて物資所有者へ、各需要部
間の所管、生産業者及び販賣業者の代表者で協議会を設けて、品種、寸法、
規格別の需要の取扱い、これに基く生産業者の生産計画の資料整備等の事務を
行めせよ

3) 特定物資について販賣業者の制度的登録制及び配給段階の修正を行ふへ欠陥
の対策

1) 特定物資を嚴重に施行する必要があり且つ開取引が比較的多くて取締上
困難の多い特產少數の物資(例、鉄鋼、織維)については販賣業者の登録制

を適用し、業者の数を制限すると共に、需要者と生産者との直接取引を原則として禁止し、需要者は登録販賣業者を通じてどなけ以ば現品入手できることとした。

2. 本司令部で承認を以れば、配給統制担当官庁としては生産者の出荷実績、需要者の明示の現品化実績を、登録販賣業者から定期的に報告を求めることとし、この方法によつて配給統制担当官庁は、容易且迅速に諸実績を把握できることとするので、配給統制の行政運営が大いに改善されると確信する。

3. 尚販賣業者の登録制については、安足部の原案について赤本司令部から承認を得て以降、配給統制物資については原案を至急御承認をうることを希望しつゝ、原案す指定生産費材に因しては原則として販賣業者の数の制限を設けていたが、これによつても閣取締が現状より遙かに容易にならうことなる。

C 貨材割当の合理的基準の依頼（欠點との対策）

1 貨材割当は製造原価、製品の品質、原材料の原産地、土地条件等から見て優秀企業に比較的有利に行われるこことし、その基準と明確に規定することにすれば、生産者間の競争を制裁して生産の増強に資するかと思うが、何分とも具体的問題としては行政技術問題として実行上確信の持てる案がまだ出来ず、又現在の極度の貨材不足の状況では右の自由競争にも若干の限界を設ける心があると思われる。具体的の研究を進めていく。

2 右による貨材割当の合理的基準依頼と並行して、特定の物質について右の貨材の有効利用と製品の品質向上を図るため、製品の規格を定めて製造させ且つ、この製品が規格に合致して否を否否を定め、そのため国の検査機関に検査させることにより司令部に発行して居り承認あり次第実施に移す手筈を立てる。

3 日本政府としては右の割当の合理的基準の依頼と実行に付て 国際

C 経済との接觸の機会が最も近い了つた日本経済の健全化、並能率の改善

の目次廻次にも資して、と決定する。

C 割当切符の浮遊化の予防措置（欠點との対策）

1 毎期の物質需要計画と可及的早目に決定する。このため司令部の計画の実現が平順取られることが前提となる。

2 割当切符の発行をその期の開始前とする。

3 割当切符の有効期間を短縮する。

C 貨物貿易の発達

1 貨物貿易の実現が円滑を行ひる根本的理由は、官吏の待遇が民間に比して低く在らざるので、物資調整團については特例を設けて一般官吏より待遇する必要がある。

2 貨物手数料の撤収

本來日本は、閃銀賃金指定とならぬ行政官吏の職務運営の教導は財政上も

相当の負担増と立ちが、小豆産業団体の経費は業界の負担によつており、且つその負担は公定価格に織込済であるので、若しくも物資調整事務を全部国費負担とするとき却て業界に不当利得を与えることある。従つて割当申請書に依頼の收入印紙を貼付せしむる方法、又割当切符の発券に手数料を徴収する方法等に依つて国家財政の收入増を図る余地と合理性があると考える。

五、小口需要者の共同申請、共同割当制度（欠點との対策）

小口需要者の便宜及び割当官庁の事務の簡素化のために共同申請共同割当を例外的に小口需要者に付して認めることが適当と考る。具体案を司令部に提出しているが、未だに承認されぬため、需要者反対官庁の双方が受益の乏しい煩雑な手数に悩んでゐる。

6 農林水産物、肩等との集荷に割当切符制度の適用除外（欠點との対策）

肩等の集荷については、指定集荷業者を定めて右業者が肩等の発生者

供出表から黒切符で集荷することとし、右の集荷業者が需算者へ売渡

す場合に割当切符制度を適用することが適当であるて、この趣旨で「肩集荷配給要領」を主張し司令部に提出中であるが、未だに承認されない。

現在の従前方式によれば割当切符制が形式的に通用されてゐるので各家庭が肩類を軒屋に売渡す際にも切符と引換えでなければ運と云ふこととなるが、このよう互換性は実行不可能ことだし又必要もない愚策と考えらる。一日でも速かに司令部の承認が望ましい。

六、他の指定生産割当規則の改正

1. 需要申請書の様式、提出手続、記載事項等を改正し、各需要者の責任ある生産計画を割当官庁が把握し得るようにする（欠點及び左の件）

2. 需要部門所管官庁が発券した割当切符と物資所管官庁で割当数量と照合することとする（欠點の対策）

3. 余寄り生地、遠隔地その他物資流通の困難な地域への出荷を円滑にする

るため必要があるとき政府は生産者又は販賣業者に対して出荷指示を行ふことができるようにする。(欠陥の対策)

4. 需要者から生産、在庫、その他必要事項に因して定期的報告を受けるようとする。(欠陥の対策)

第三 公團制度一主として特種品配給公團の設立

(1) 食糧品配給公團、油糧配給公團、飼料配給公團及び酒類配給公團については法案が現在國会において審議中である。

(2) 主要食糧配給公團については法案について最近司令部の意見を得た上で、宜に中に今國会に提案する。

(3) 基礎的生産資材、重要生活物資についても既給公團を設立する方針とするが、司令部の方針強く承認不可能に近いと思はれらる、で原則として一律取止めることとする。

(4) 例外として、特殊品配給公團を設立して (a) 農民漁民、労務者、トランク運送業者等に対するリンク報償用物資、(b) 陽性者、生活困窮者、災害地の被災者、故障害者、(c) 農業及水産用の生産資材等配給上一定期間保管を必要とするもの。(d) インフレ対策、豆賃吸收对策として高價報償を適當とする物資へ高級石鹼等の

賃沃品、不急不要品製造取扱限規則違反品、輸出検査不合格品、占領軍拂下余剰物資等)を必要数量又買取販売することとしたい、右公團の設立を必要とする理由は次の通りである。

1. 農林水産物の供給促進、炭坑労働者の勤労性向上、重要物資の輸送確保のため、相當広範にリンク制度を本邦に適用するべくして、むづ目的達成のためにはリンク物資を適時に需要者に配給し得ることが絶対に必要である。
2. 石鹼も農林水産物の供給リンク物資を適當供給然確保が不成功は終らことがある、その政治的影響は甚大である。殊に米質決定の際農民が増強、リンク物資の公債確保が要請されることは想起する所である。

3. 然るにリンク物資の中、運賃の如き需給物資、外、酒、肥料の如き公團(又は營團)の取扱物資については約束量を確實に配給することが可能であるが、

紺織、作業衣、石鹼、甘味品の如き割当切符制のみで統制している物資、ゴム、靴、鍋、釜、化粧品の如き非配給統制物資につりあは、多數の農漁村民等に對して割当切符は渡せても、切符の現物化を確保してやる方法がない。このため、遅きは一年以上も現物化が遅れる可能性があり、斯くてはリンク制の意味を全然喪失すると云つても過言ではない。現在政府は窮余の一策としてリンク物資の割当を府県完に行つて、府県として農民等に配給させているが、この方法が好みの方法ではないことは云う迄もあるまい。

この困難を解決する方法としてこれ等特定物資の必要数量について配給公団を設立、銀板はきせることが行政技術上最も適当な方法であると確信する。

4. い及び(1)掲記の物資については適時適地で現品の配給確保の必要あることは云う迄もあるまい。

5. (1)掲記の物資については取扱品目が雑品であるが、リンク用物資が同じく雑

品とまゝので便宜同一の機關に取扱はしうることが適当と考え附加した次第で
三〇

第四、生鮮食料品

第五、経済警察制度

第六、官廳、公衆團體等の閑行爲の絶対禁止

- 司令部からの指令もあつたので対策を決定し
の司令部側の協力を必要とする事項については自下機関中であり
(2) 所要の法規については日下国会において審議中である
(3) 進駐軍工事用資材等の強制買上、生産命令、出荷命令に関する規則と臨時物
資調査法に基いて制定すべく立案中であり
(4) なお進駐軍工事用資材の徹底に因する行政機構の一元化を実現する方針で
司令部と下打合中である。

第七、其の他

- (1) 前回の流通秩序確立対策原綱中未だ該事項で前掲以外のものが非失急遽に

実現を必要とする事項

① 現物供与の禁止、統制物資のパートーの禁止及び企業の自家消費分の取扱
については具体案を司令部に提出済であるが、立命中に回答する由

生産者への手許で公価表天の証紙を貼付する制度については自下物価局で物

価制令に基いて規則制定中で近く司令部と打合の上実施の予定

② 不良不雑品の製造販売制限の強化

具体案について司令部の承認を得た上で自下公布の準備中

③ 連系制限規定の改正

施行規則施行前の許可に係る不急不要事項が、まことに行われてゐるので、
これを一文期日迄に原則として打ちうすよう規則の改正案を立案中である
然る監察官、経済監視官に行政警察上の監査権付与

所要の法規を自下国会において審議進行中であるが最近司令部内に送達

立派なりとの意見が一部にある由であるが、この权限は国民に対して直接強制力を持たぬどころの所謂直接強制の权限であつて、憲法違反に非ずと確信してゐる。又若しこの权限の付与が認めうれめども又海關警察官、丞相監視官の活動に著しい支障を及すのみならず、この種の权限は物価抑制令、租税法令、臨時物資調整法等にも当該官吏に取締勦行上付与されてしまう权限であるからこそ水戸の諸法令の重用上も多大の困難を及ぼすことになるので、司令部側見解の成行を要望している。

生活協同組合組織の発達

議員提出法案として生活協同組合法案が本国会に提出される予定であつたので、安政本部も議員の立衆に協力したが政黨側の事情で今国会に提出されない模様であるが、衆議院には是非実現を図りたい。

(二)前項以外の基礎的実績と必要とする事項

物資り全国的流通を円滑にするため、鉄道運賃と、輸送距离の遠近に応じて全国一律にすることを研究した。

公私本産業団体が行つて来た運賃ブール制は産業団体の團体便運がに極端調査公團で事務を引継ぐこととした。

第八

前回の流通秩序確立対策要綱で実施を予定していた事項で、実施を中止する事項

(1) 基礎的な生産資本、重要生活物資に関する配給公團の設立

(2) 生産業者の登録制

配給公團に販売業者に対する監督権、不正販売品の強制買上責任の付與

本末の官吏等は、公團職員に右の権限を付與することは滥用の虞を懸念され、又当初本燈限は、鐵道品、ゴム製品、皮車製品、油脂製品の如き商店街、商店等で違反販売されること比較的多き品目につけ、公團が設立されることを予想して、この場合必要と思料して事務所であつたから、公團の設立を中止することとしたのに同意して、中止したい。

(3) 割当に際し、割当証明書の還流状況を考慮すること

割当切符制度実施の至駄に従し、全切符の還流を期待すること

12

は不可能であり、且還流切符は発券時期から半年以上を超過する場合もあく、所以の割当事務の執行に当つて切符の還流状況を参考にし得ないことが判明した。

本末この制度は生産者の統制整踏による出荷実績を把握することを目的としたのであつたが、この目的は他の方法（前掲第二の(2)の長方形、4等）によつて達することとすることが実際的である。

(4) 建築標準價格の設定

木材價格が新公價より安く、又工建築の縮少の結果建築費が値下りしそうな現状では、標準價格の設定は却て實際建築價格を引上げる結果を招来する虞があるの故中止する。

以上の各項に対する懇請事項

流通秩序の確立に関しては、從業司会、部から多大の援助を受けているのであるが、此の際、必ず併せて懇請したい。

(1) 司令部々内における日本政府提出具体案の審議を可及的速かに済ませて頂きたい。これが着しく遅延するとさは施策としての機会を逸し或は國民の政府に対する不信感を増大させ又、担当官が統制事務実施に対する熱意を冷却させる等の弊を生ずることが多い。

(2) 今後の統制の改善と取締の重兵を生鮮食料品に置きたいが、これに因縁して別紙(1)の事項をお願ひした。就中府県等の公共団体の政府施策に対する不協力不熱心の是正に主眼をおいて頂きたい。

(3) 政府機関の公債勵行嚴守に関する指令の実施に因縁して別紙(2)の事項を懇請中であるが、政府機関の公債嚴守の成否が流通秩序の再確立に及ぼす影響の広汎且、重大なこと大體、是非共顧極的且即好竟ある処置をお願いしたい。

(4) 圣済警察機構の再編成について目下種々司令部に懇請打合中で

あるが、日本の実情に著しく即しない改革案は事実問題として現下の圣済危機突破上最も肝要な取締能力を著しく低下させ、ひいては日本の圣済重建を遥延さず最も斷くないので、此の事について特段の御配慮をお願いしたい。